第2期 井川町地域福祉計画
第2期 地域福祉活動計画



令和8年3月

秋 田 県 井 川 町
社会福祉法人 井川町社会福祉協議会

策定にあたって

井川町長　齋　藤　多　聞

現在、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、住民同士のつながりの希薄化や相互扶助機能の低下、社会的孤立といった新たな社会問題が表面化しています。また、地域における住民一人ひとりの生活課題も、多様化・複雑化・複合化して存在しています。このような課題やニーズを他人事ではなく我が事としてとらえ、地域の誰もが、役割を持ち、支え合い、ともに解決していく地域共生社会の実現が求められています。

こうした中、井川町では、第１期地域福祉計画（令和３～７年度）に基づき、地域福祉の推進に取り組んでまいりましたが、地域全体で支え合うまちづくりをさらに推進するため、令和８年度から令和12年度までを計画期間とする「第２期井川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念は「互いに尊重し　支え合いでつくる　誰もが安心して暮らせるまち」とし、引き続き井川町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体化し策定いたしました。双方が地域課題を共有し、解決に取り組むとともに、令和６年度から実施している重層的支援体制整備事業を活用し、制度や分野をこえて、複雑な課題を抱える方を「丸ごと」支える体制づくりを一層進めてまいります。

福祉に対するニーズは、さまざまな分野にまたがっているため、支援を必要としている方の課題解決のためには、行政や社会協議会だけではなく、地域を取り巻くすべての皆様が、地域福祉の担い手となり、お互いに連携、協働していくことが必要となります。誰もが、住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けていくことができるよう地域福祉の取り組みを着実に進めてまいりますので、引き続きのご支援・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました井川町地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、アンケート調査にご協力をいただいた多くの皆様方に深く感謝するとともに心からお礼を申し上げます。

目　次

第１章　　計画策定にあたって

１　計画の趣旨…… 4
２　地域福祉計画と地域福祉活動計画について
（１）地域福祉計画 …… 5
（２）地域福祉活動計画 …… 6
（３）井川町社会福祉協議会との連携 …… 7
３　計画の位置づけ…… 7
４　計画の期間…… 8

第２章　　井 川 町 の 現 状

１　人口と世帯の状況
（１）人口の推移 …… 9
（２）人口ピラミッド ……10
（３）自然動態・社会動態 ……11
（４）世帯の状況 ……12
２　生活保護の状況……13
３　要支援・要介護認定者の状況……13
４　障がい者の状況……14
５　アンケート調査からみる現状……15

第３章　　計画の基本的な考え方

１　基本理念……28
２　基本目標……28
３　計画の体系……30
４　各福祉分野計画での取り組み……31
５　福祉圏域の考え方……33

第４章　　施　策　の　展　開

１　支え合い・助け合いによるまちづくり
（１）交流の場の充実 ……34
（２）福祉に対する意識の醸成 ……37
（３）地域におけるネットワークの強化 ……39

２　安心・安全のまちづくり
（１）相談体制の充実 ……41
（２）生活困窮者や要配慮者等への支援強化 ……43
（３）権利擁護の推進 ……45
（４）災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進 ……48
３　地域で支える子育てのまちづくり
（１）安心して子どもを生み育てられる環境づくり ……50
（２）子どもたちが地域で学び遊べる環境づくり ……51
（３）子どもたちが安心して健やかに成長できる環境づくり ……53
４　健やかで生きがいのあるまちづくり
（１）高齢者や障がいのある人が生きがいをもって活動できる場や機会の確保 ……53
（２）健康づくりの推進 ……56
（３）高齢者や障がいのある人の社会参加や就労の支援 ……58

第５章　計　画　の　推　進
１　多様な協働による計画の推進……61
２　計画の進行管理と評価……62
３　計画の普及・啓発……63

第６章　成年後見利用促進基本計画
１　計画の位置づけ……64
２　成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び目標等……64
３　成年後見制度の利用の促進に向けて講ずべき施策……65

第７章　井川町再犯防止推進計画
１　計画の策定の趣旨・目的……67
２　計画の位置づけ……67
３　計画の期間……67
４　再犯防止推進計画の対象者……67
５　計画の方向性……68
６　具体的な取組……68

資　料　編
１．井川町地域福祉計画策定委員会設置要綱……69
２．井川町地域福祉計画策定委員名簿……70
３．用語解説……71

第１章　計画策定にあたって

1　計画の趣旨

“地域福祉”とは、井川町に暮らすすべての人が、支え合い・助け合いながら、その人らしく充実した生活を送ることができるまちをつくることです。誰もが井川町に『生まれてよかった･住んでよかった・これからも住み続けたい』と感じられるようなまちを、地域全体で実現していく取組ともいえます。地域全体で協力して課題に取り組むことで、思いやりの心や支え合いの心が育まれ、地域福祉を支える地域づくりにつながります。

一方で、近年、人と人とのつながりの希薄化に加え、人口減少、少子高齢化や核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者の増加などにより、住民一人ひとりの生活課題やニーズは、多様化・複雑化・複合化しています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、国では従来の『縦割り』での支援や、『支え手』『受け手』という関係を超えて、住民や地域を支える多種多様な団体や事業所などが主体的に『我が事』として課題を捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで解決し、地域をともに創っていく『地域共生社会の実現』に向けて、改革の取り組みが進められています。「社会福祉法」第４条第１項においても、「地域福祉の推進」が明記され、地域福祉の推進主体と目的が明確に定められました。これにより、地域の住民が地域福祉の担い手として明確に位置付けられ、より一層の住民参加による柔軟な福祉の推進が求められています。

今後、福祉分野だけに限らず、保健・医療・教育・雇用など、様々な分野が横断的に連携し、生活上の困難を抱える方々が地域において自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援をなお一層実現していく必要があります。

このようなことから、町では、福祉サービスを必要としている方を支える「地域福祉の推進」の仕組みをつくり、計画的に取り組みを進めていくため、令和３年度から令和７年度を計画期間とする「第１期井川町地域福祉計画」及び「第１期地域福祉活動計画」を策定し、これまで推進してまいりましたが、その成果と課題、また近年の社会状況の変化等を踏まえ、令和８年度からの新たな期間における計画として、本計画（第２期井川町地域福祉計画及び地域福祉活動計画）を策定するものです。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

（1）地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、住民に最も身近な自治体である市町村が地域福祉の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

また、「地域」という視点から、住民とともに、地域で支援を必要とする様々な方の生活を支えていくことを目指す計画です。

◆社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法の目的として、「地域福祉の推進」が明記されており、第４条では、「地域福祉の推進」の担い手として地域住民や社会福祉関係者が位置付けられています。

（地域福祉の推進）
第４条
２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

◆社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

社会福祉法第107条に位置付けられています。

（市町村地域福祉計画）
第107条
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下、「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
１　地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
２　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
３　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
４　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
５　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（2）地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉の推進のために策定する活動・行動計画と位置付けられています。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会　2003年（平成15年）11月）

第１部　　地域福祉活動計画策定の考え方

１．これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の協調、近年のＮＰＯ団体を含む市民活動の活躍、地方分権の推進等、地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

①　市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する。

②　「住民参加」に徹底して取り組む。

③　福祉分野における市民活動の広がりの中で民間の協働計画としての性格を明確にする。

２．地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、福祉サービス事業者等が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である。その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う様々な解決活動と、必要な資源の造成・配分活動などを組織だって行うことを目的として体系的かつ年度ごとに取りまとめた取り決めである。

具体的には、「住民の福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉課題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民のさまざまな要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能」まで含んだものと考えられる。

（3）井川町社会福祉協議会との連携

井川町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を目的として井川町に設置された団体です。地域住民、ボランティア、福祉、保健等の関係者、行政機関などの参加・協力を得ながら、地域に根差した様々な活動を展開しており、地域福祉推進のための中心的な役割を担っています。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、行政と社協が緊密に連携し、取り組みを進めることが効果的です。そのため、町が策定する「地域福祉計画」と、社協が策定する「地域福祉活動計画」を一体的な計画として位置付け、住民主体の取り組みを支援しながら、地域福祉のより一層の推進を目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は、町政運営の基本方針である「井川町総合振興計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画です。

また、高齢者、子ども、障がい者などの福祉に関連する当町の分野別計画や再犯の防止等の推進に関する施策に係る計画（以下「再犯防止計画」という）と整合・連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として位置付けます。これにより住民主体のまちづくりや住民参画を促し、人々の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

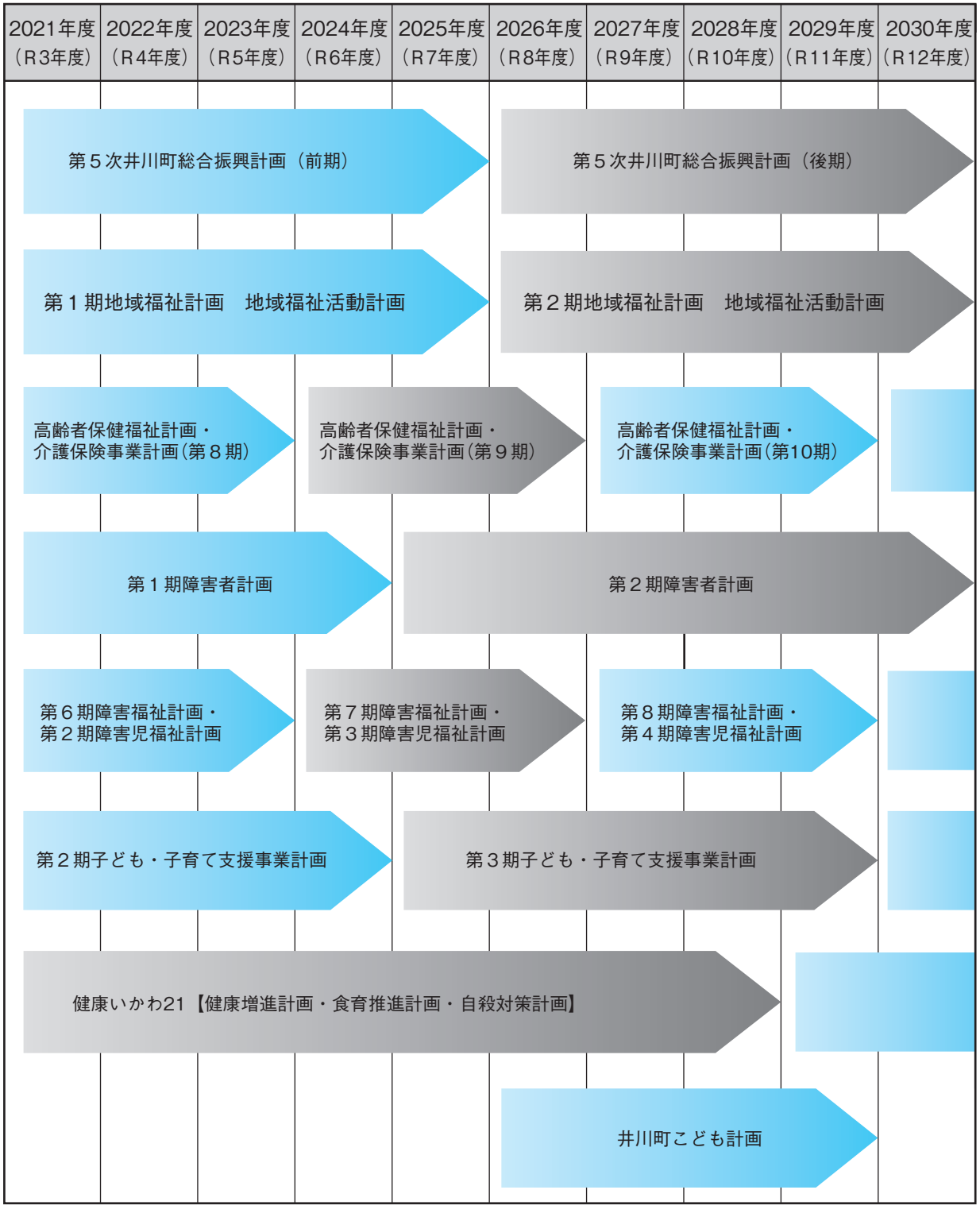
町では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、町と社協とが連携し、地域の社会資源の発掘と社協のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を本計画と一体的に策定し、また、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく再犯防止推進計画との連携も図りながら、地域福祉の取組を計画的に推進します。

4 計画の期間

本計画は、令和８年度から令和12年度までの５年間の期間とします。なお、本計画は社会情勢や町の状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

計　画　期　間



第２章　井川町の現状

1　人口と世帯の状況

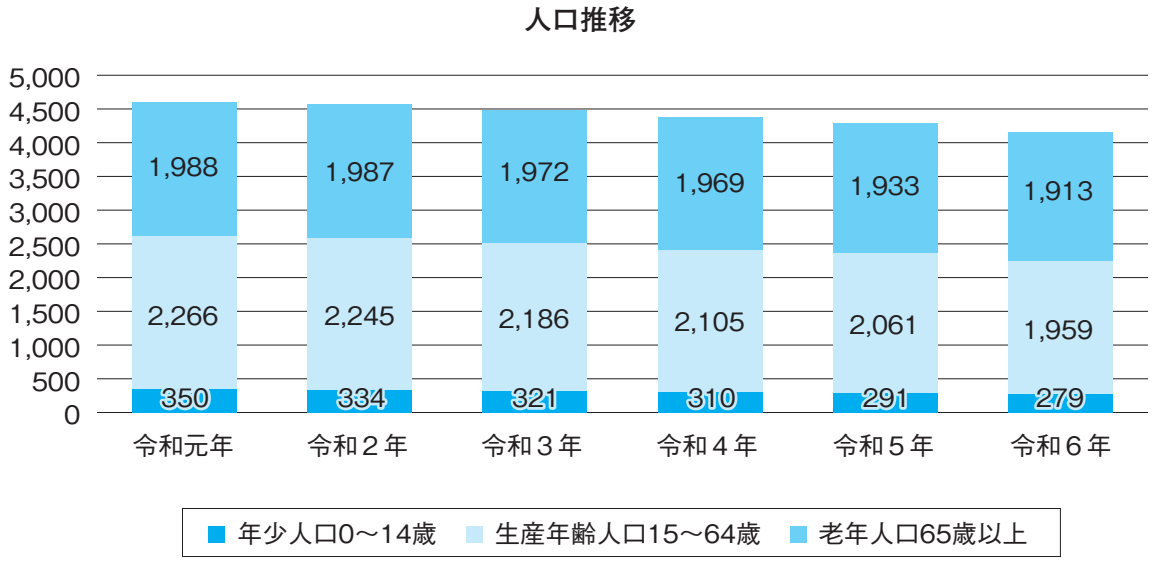
（１）人口の推移

住民基本台帳による本町の人口は、減少傾向で推移しており、令和６年には4,151人と、令和元年の4,604人より453人減少となっています。

下記の図の年齢３区分別では、年少人口と生産年齢人口は減少し続けていますが、全体の人口から占める老年人口割合が増加傾向にあり、少子高齢化が進行していることが伺えます。

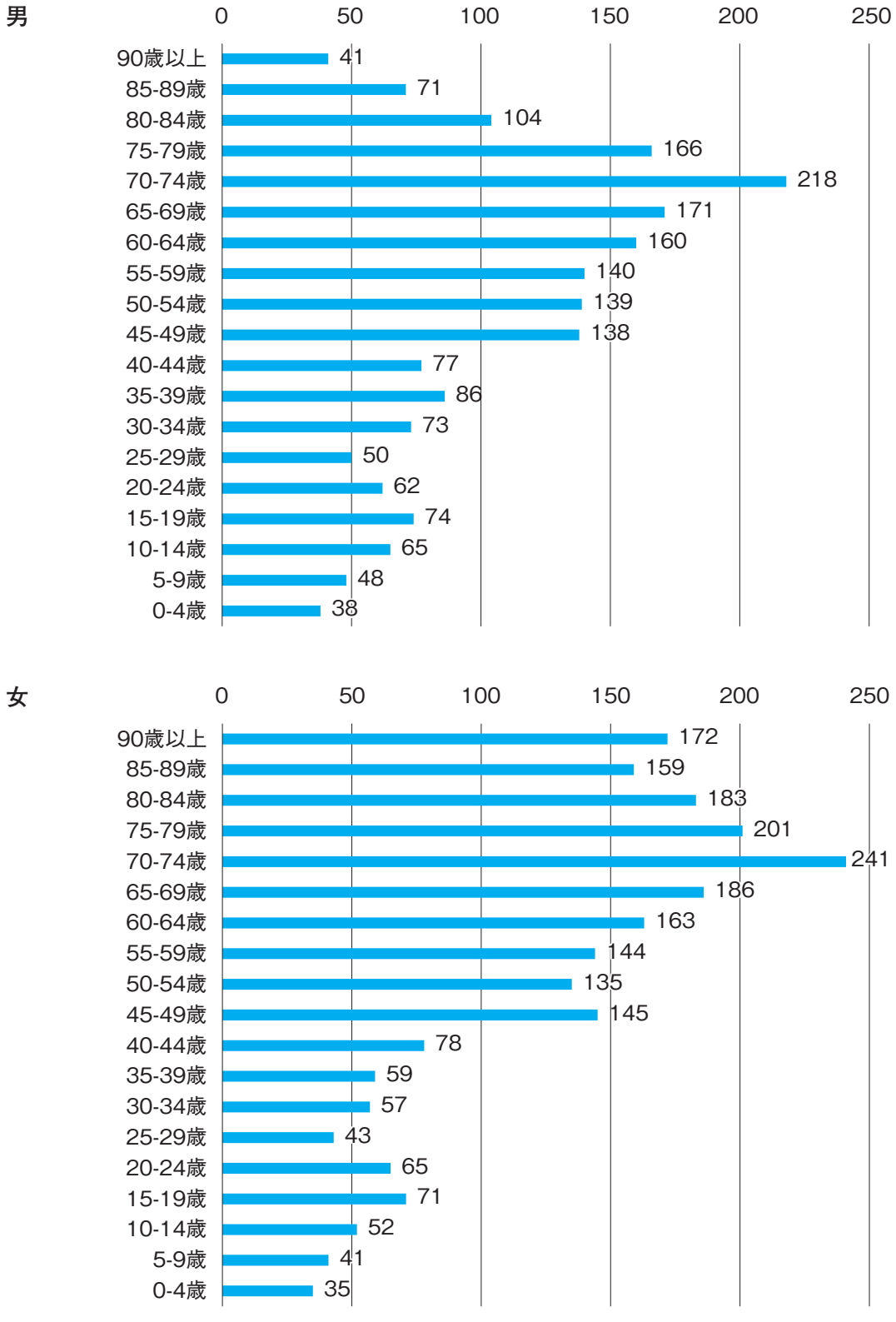
	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
年少人口０～14歳	350	334	321	310	291	279
生産年齢人口15～64歳	2,266	2,245	2,186	2,105	2,061	1,959
老年人口65歳以上	1,988	1,987	1,972	1,969	1,933	1,913
合　　計	4,604	4,566	4,479	4,384	4,285	4,151

資料：秋田県年齢別人口流動調査（各年10月１日現在）



（2）人口ピラミッド

令和６年10月１日時点での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口の減少が予測される人口構造となっています。男女とも70－74歳の構成人員が最も多く、次いで男性は65－69歳、女性は75－79歳の構成人員が多いことから、今後も後期高齢者の割合が多い状況が続きます。



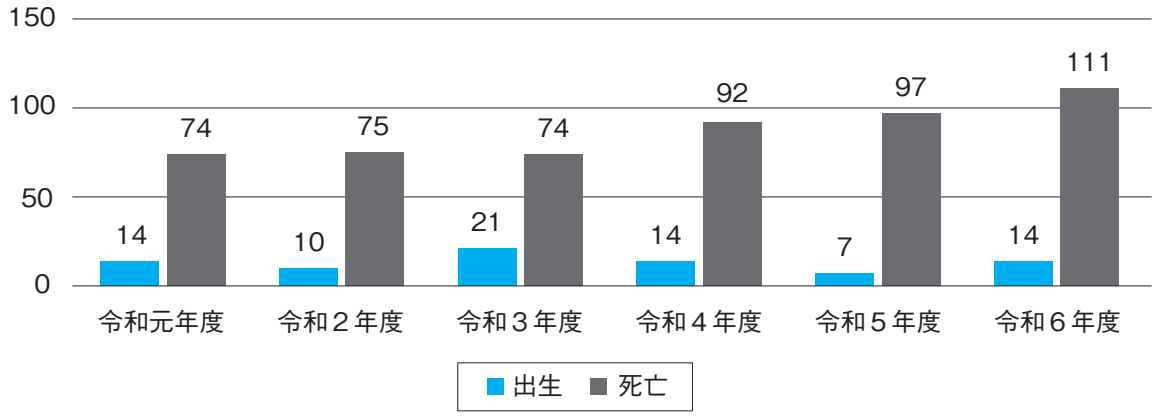
資料：秋田県年齢別人口流動調査

（3）自然動態・社会動態

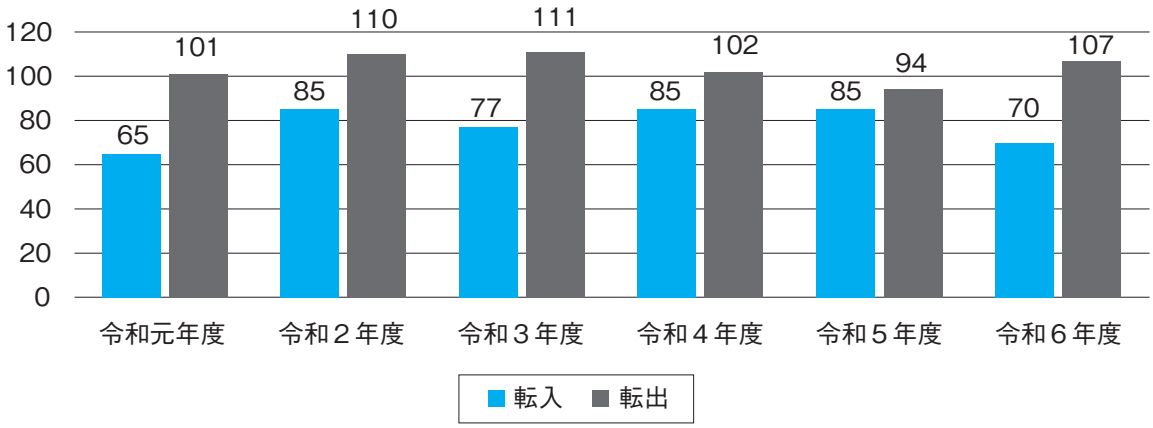
自然動態について、出生数と死亡数の推移をみてみると、常に死亡数が出生数を大きく上回り、令和６年度の自然増減は、97人の減となっています。

社会動態について、転入数と転出数の推移をみてみると、常に転出数が転入数を上回っており、令和６年度の社会増減は、37人の減となっています。

自然動態



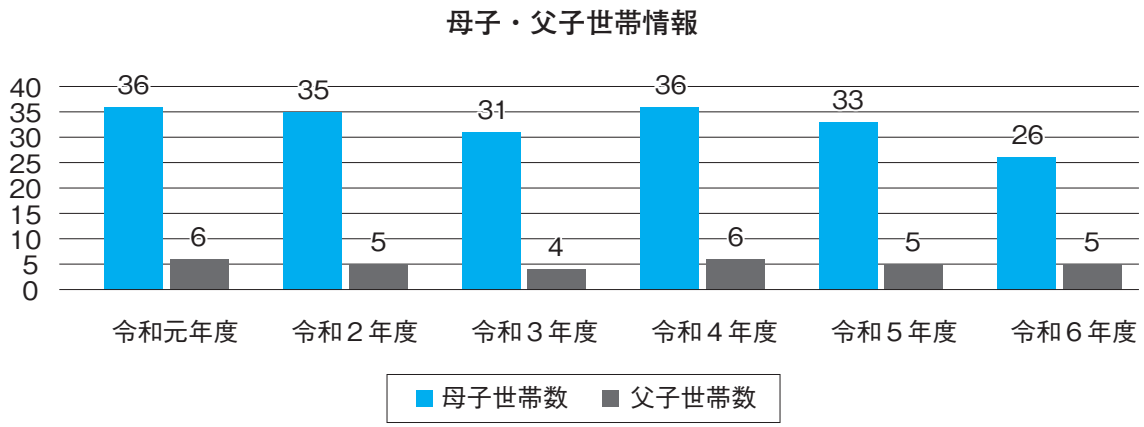
社会動態



（4）世帯の状況

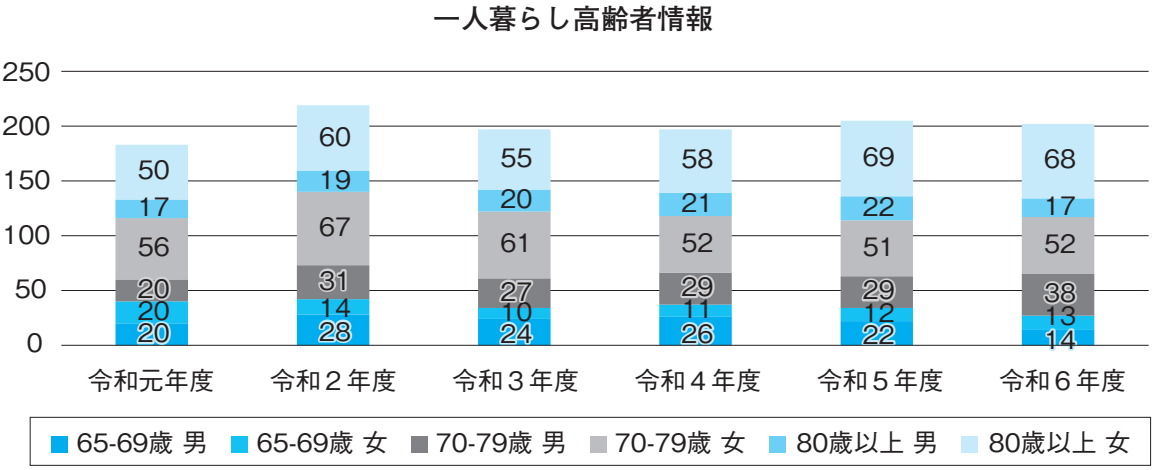
●母子・父子世帯の状況

母子世帯は少しずつ減少して、父子は横ばいです。



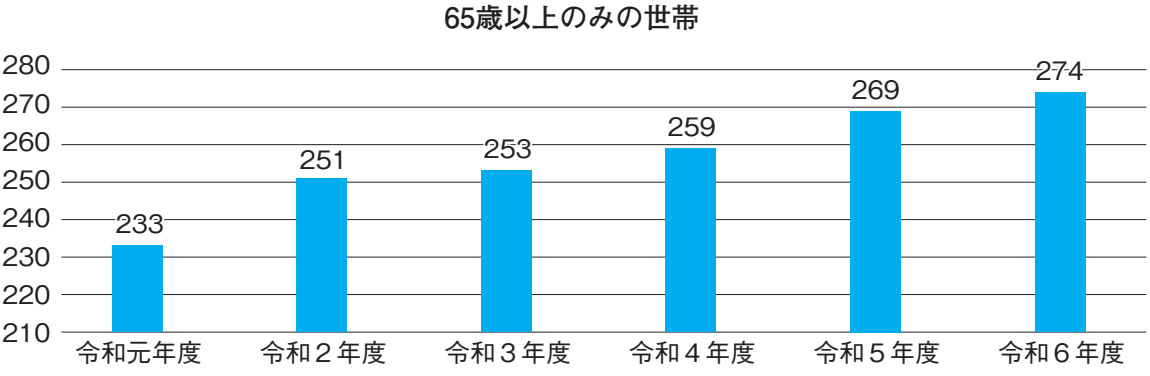
●一人暮らし高齢者の状況

一人暮らし高齢者の世帯数は、横ばいとなっています。



●65歳以上のみの世帯（ひとり暮らし世帯除く）

65歳以上のみの世帯は、年々増加しています。



2 生活保護の状況

生活保護の状況は、被保護世帯数並びに被保護人員数とも横ばい状態となっています。単身での保護受給が多い状況です。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
被保護世帯数	30	28	29	27	27	27
被保護人員数	33	31	35	32	33	32

資料：中央福祉事務所

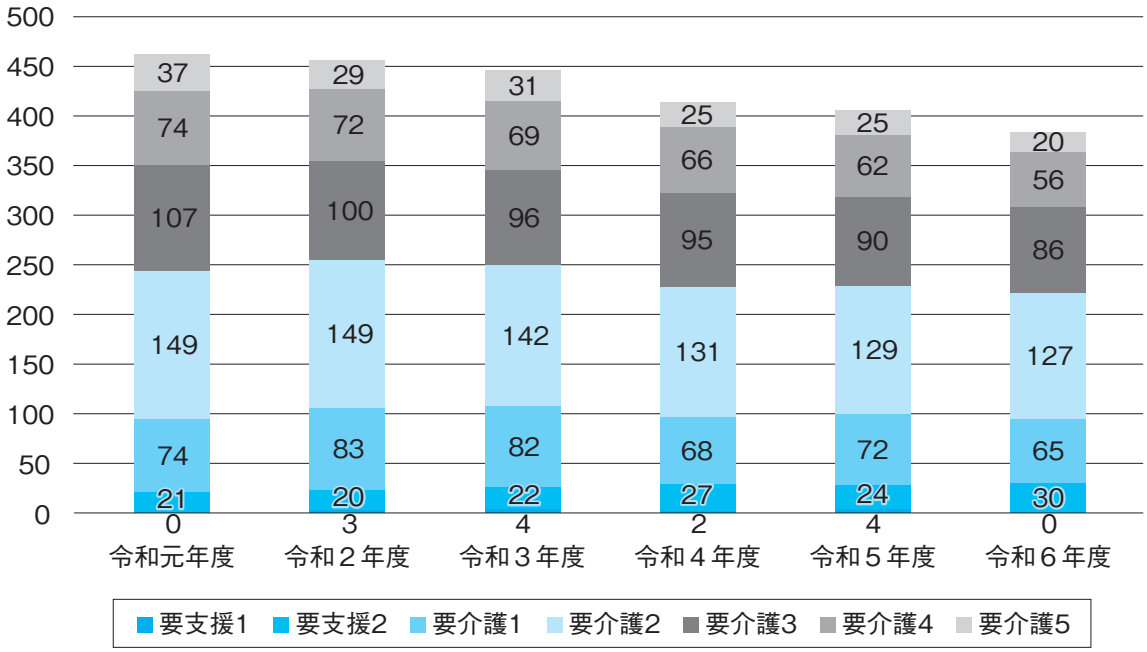
3 要支援・要介護認定者の状況

要介護認定者は、申請者数に比例し少しずつですが減少傾向にあります。要介護度別では、要介護２～３の中度の方が最も多く、認定者（要支援・要介護）の約半数を越えています。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
要支援１	0	3	4	2	4	0
要支援２	21	20	22	27	24	30
小　計	21	23	26	29	28	30
要介護１	74	83	82	68	72	65
要介護２	149	149	142	131	129	127
要介護３	107	100	96	95	90	86
要介護４	74	72	69	66	62	56
要介護５	37	29	31	25	25	20
小　計	441	433	420	385	378	354
合　計	462	456	446	414	406	384

井川町事務報告より

要介護者認定の推移

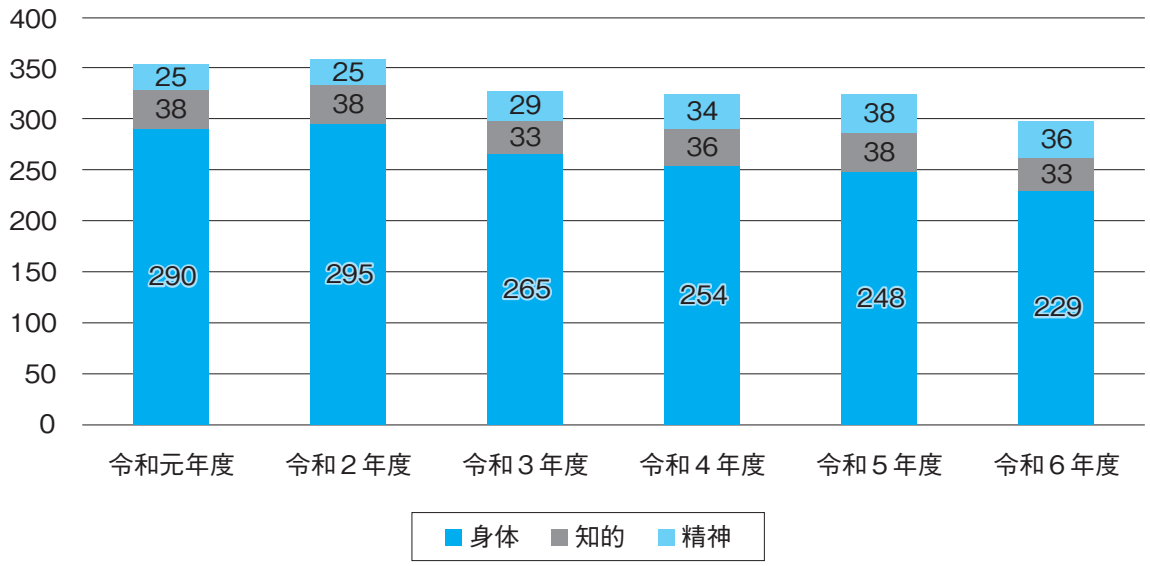


井川町事務報告より

4 障がい者の状況

手帳を保持する障がい者数の推移は、微増微減を繰り返しており、令和６年度末では合計298人、総人口（4,151人）に占める割合は7.17％となっています。障がいの種類別では、身体・知的障がい者が微減、精神障がい者が微増しています。

障がい者数の推移



5 アンケート調査からみる現状

Ⅰ 実施概要

（1）調査の目的

地域福祉に関するアンケート調査は、計画の策定にあたり、ともに支え合う福祉社会の実現にむけて住民の皆さんの意見、要望等を収集し、計画に反映させることを目的として実施した。

（2）調査日程

令和７年10月

（3）調査対象

井川町民600人（20歳以上）を対象とした。

対象者については、全町に行き渡るように町内会の人口割合と、年代別人口割合を加味し対象者を抽出した。

（4）調査方法

民生児童委員へ協力を依頼し、調査用紙を配布してもらい返信用封筒で郵送してもらった。

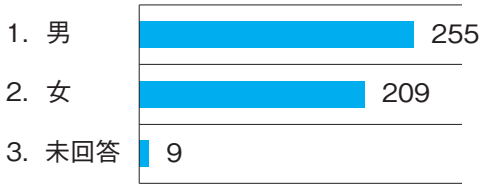
（5）回収率

78.83パーセント（473人/600人）

（6）回答者の属性

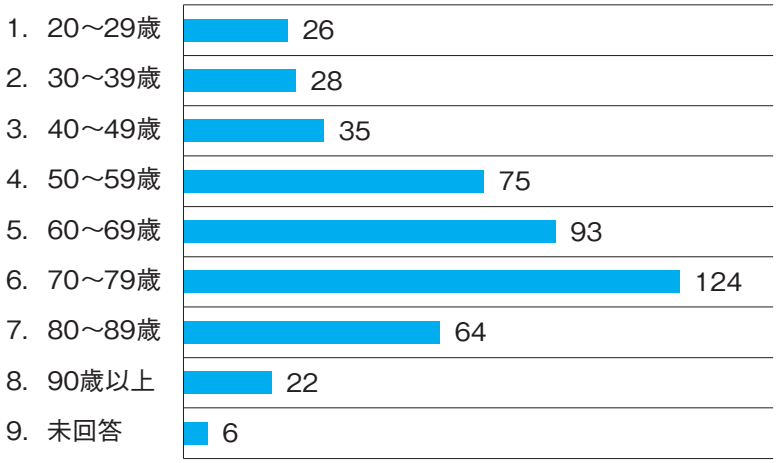
①男女別

男	255人
女	209人
未回答	9人
合　計	473人



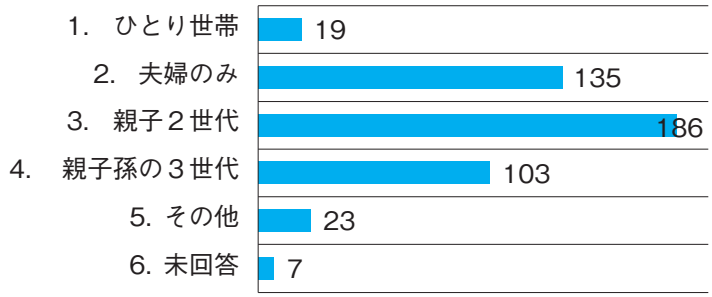
②年　代

20代	26人
30代	28人
40代	35人
50代	75人
60代	93人
70代	124人
80代	64人
90歳以上	22人
未回答	6人



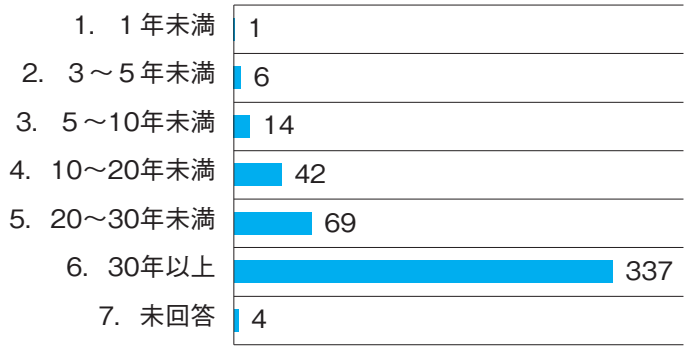
③家族構成

ひとり暮らし	19
夫婦のみ	135
親子２世代	186
親子孫の３世代	103
その他	23
未回答	7



④現在の地区に住んでからの年数

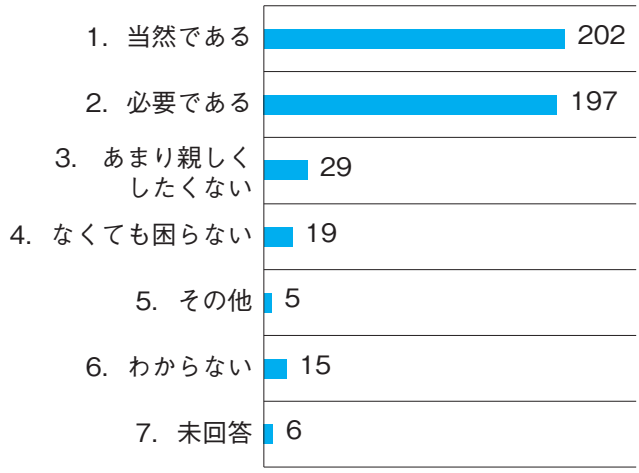
１年未満	1
３～５年未満	6
５～10年未満	14
10～20年未満	42
20～30年未満	69
30年以上	337
未回答	4



Ⅱ　調査集計結果

（問５）あなたの近所づきあいに対する考え方で一番近いものは？

１．親しく相談したり助け合ったりするのは当然である	202
２．負担に思うことはあるが、日常生活が円滑になることが多いので必要である	197
３．負担に思うことが多いので、あまり親しくしたくない	29
４．なくても困らないので、あまり親しくしたくない	19
５．その他	5
６．わからない	15
７．未回答	6



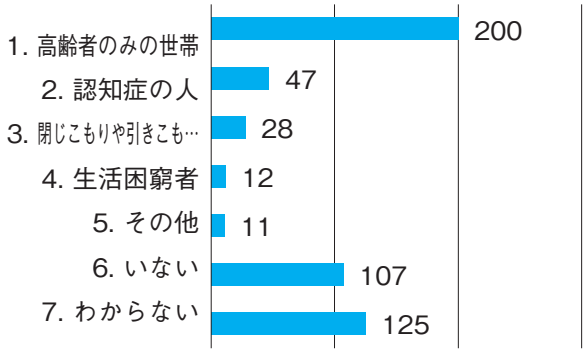
【自由記述より】
- 負担にならない程度に声をかわすくらいは必要
- 時々つながっていることが大事
- 人を選ぶ
- 何かあった時は助け合いたいです。

《調査結果》近所づきあいに対する考え方については、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」「負担に思うこともあるが日常生活が円滑になるので必要」が最も多く、全体の84.3％を占めています。

年齢別・男女別でも大きな差はなかった。30年以上現在の地区に住んでいる方が多いことから近所付き合いを大切に考えている方が多く見られる傾向にある。

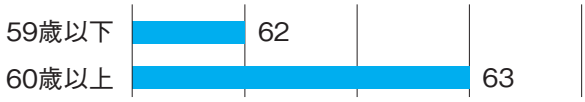
（問６）あなたの近所に次のような見守り等支援が必要な人や気にかかる人がいますか。（複数回答）

１．高齢者のみの世帯	200
２．認知症の人	47
３．閉じこもりや引きこもりの人	28
４．生活困窮者	12
５．その他	11
６．いない	107
７．わからない	125



・わからないと答えた年齢別

59歳以下	62
60歳以上	63

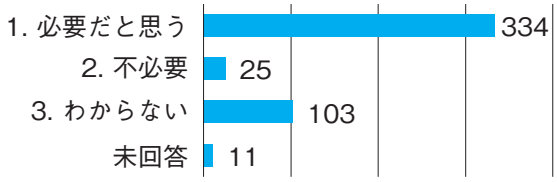


【自由記述より】
・高齢者一人世帯　・発達障害の方　・泥棒　・だらしない方
・元気であるが歩行困難な方　・病気の方　・父、母、長男

《調査結果》近所に見守り等支援が必要な人がいるかについては、「高齢者のみの世帯」が最も多くなっているが、「わからない」という回答も多く23％を占めています。59歳以下の人で「わからない」と答えた人が62人で、若い世代は仕事や家庭で忙しく、周囲の状況を把握しづらい。また、高齢者世帯や認知症などの課題は身近に感じにくく、支援対象者の存在を認識できない可能性がある。

（問７）地域での問題に対して住民相互の自主的な協力関係は必要ですか。

１．必要　→　問８へ	334
２．不必要　→　問９へ	25
３．わからない	103
４．未回答	11



・不必要と答えた人年齢別

59歳以下	14
60歳以上	11

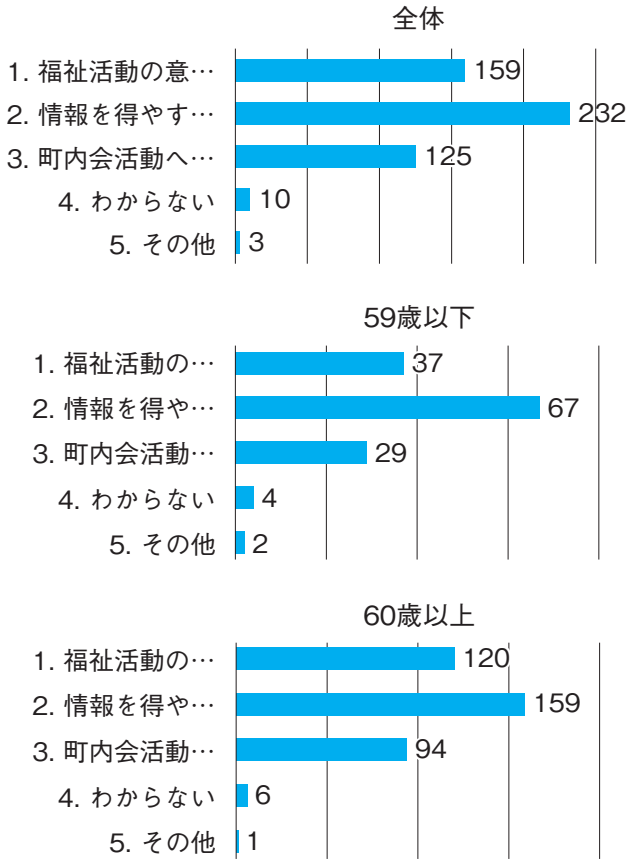


《調査結果》地域の課題に対する住民相互の自主的な協力関係の必要性について尋ねたところ、「必要である」と回答した人が334人（70.6％）と多数を占め、「必要ではない」と回答した人は25人（5.3％）にとどまった。一方で、「わからない」との回答が103人（21.8％）、「無回答」が11人（2.3％）となっており、およそ４人に１人は、地域での助け合いの必要性について判断しかねている状況もうかがえる。
また、「不必要」と回答した人のうち、59歳以下が56％を占めており、とりわけ働き世代の一部には、地域活動や相互扶助に対して負担感を抱いている方や距離感をとりたい方の層が存在すると考えられる。

（問８）（問７）で必要と回答した人

住民同士が支え合う地域づくりに必要な住民活動は何ですか。（複数回答）

１．地域における福祉活動の意義と重要性のＰＲ	全体	159
	59歳以下	37
	60歳以上	120
２．困っている人や助け合いの場・組織について情報を得やすくする	全体	232
	59歳以下	67
	60歳以上	159
３．町内会の活動への参加を促進させ活動を活発に行う	全体	125
	59歳以下	29
	60歳以上	94
４．わからない	全体	10
	59歳以下	4
	60歳以上	6
５．その他	全体	3
	59歳以下	2
	60歳以上	1



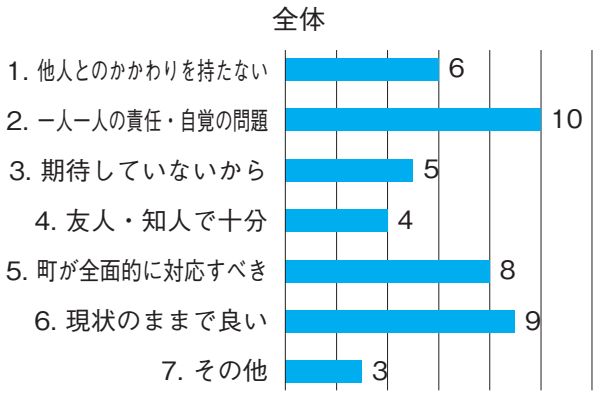
【自由記述より】
・○○の会と型にはまると負担になるので、負担にならないつながり
・町内会や地域の独自取組を町がもっと支援するべき（人も金も）
・毎日訪問して声掛けする体制が必要。民生委員がその役割を担っているのでは
・地域住民の声掛けは今まで、これからも変わらずにやるべき

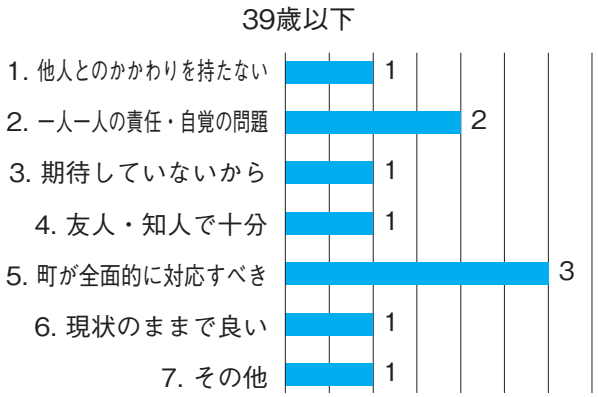
《調査結果》住民同士が支え合う地域づくりに必要な住民活動としては、「困っている人や助け合いの場・組織について情報を得やすくする」が232人（44％）と最も多く、「地域における福祉活動の意義・重要性のＰＲ」159人（30％）、「町内会活動への参加促進と活動の活性化」125人（23％）がこれに続いた。「わからない」は10人（２％）、「その他」は６人（１％）であった。特に59歳以下では、「町内会活動への参加促進と活動の活性化」と回答した割合がやや高く、働き世代が町内会を通じて地域づくりに関わることへの期待も一定程度みられる結果となった。一方、60歳以上では、「困っている人や助け合いの場や組織について情報を得やすくする」を挙げた人が相対的に多く、高齢期においては、どこに相談すればよいか、どのような支援や場があるのかといった情報アクセスの確保が、支え合いの地域づくりにおいて重要と認識されていることが分かる。

（問９）（問７）で不必要と回答した人

住民相互の協力関係が必要ないと思う理由は何ですか。（複数回答）

１．他人とかかわりを持たない、自分だけの暮らしを求めている	全体	6
	39歳以下	1
２．個人の生活は一人一人の責任・自覚の問題である	全体	10
	39歳以下	2
３．住民相互の協力関係の活動に期待してないから	全体	5
	39歳以下	1
４．友人・知人との結びつきで十分	全体	4
	39歳以下	1
５．地域社会の問題は、町などが全面的に対応すべきであるから	全体	8
	39歳以下	3
６．現状のままでよい	全体	9
	39歳以下	1
７．その他	全体	3
	39歳以下	1





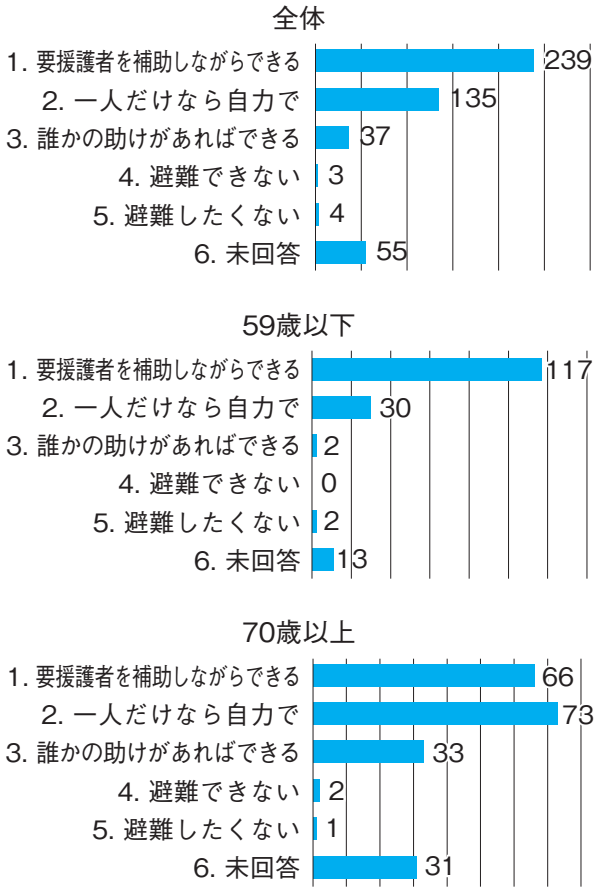
【自由記述より】
・興味がない　　・ダメな人とは相互に協力できない
・住民同士の協力だけに頼っても、地域のさまざまな課題を十分に解決することには限界があると感じるため。

《調査結果》「個人の生活は一人一人の責任･自覚の問題である」10人（22%）が最も多く、「現状のままでよい」９人（20%）、「地域社会の問題は町などが全面的に対応すべきである」8人（18%）が続いた。

一方で、「他人とかかわりを持たない、自分だけの暮らしを求めている」６人（13%）、「住民相互の協力活動に期待していない」５人（11%）、「友人･知人との結びつきで十分」４人（８%）といった回答もみられ、自己責任志向や地域活動への不参加など、協力関係に対するさまざまな距離感をおいてることが分かった。また「地域社会の問題は、町などが全面的に対応すべきであるから」８人（18%）で行政依存志向がある年代は20代、30代に見られた。

（問10）あなたは災害発生時、どのような避難行動がとれますか？

1．　要援護者を補助しながら避難できる	全体	239
	59歳以下	117
	70歳以上	66
2．自分一人だけなら自力で避難できる	全体	135
	59歳以下	30
	70歳以上	73
3．移動補助など誰かの助けがあれば避難できる	全体	37
	59歳以下	2
	70歳以上	33
4．個別の事情により避難できない	全体	3
	59歳以下	0
	70歳以上	2
5．個別の事情により避難したくない	全体	4
	59歳以下	2
	70歳以上	1
6．未回答	全体	55
	59歳以下	13
	70歳以上	31

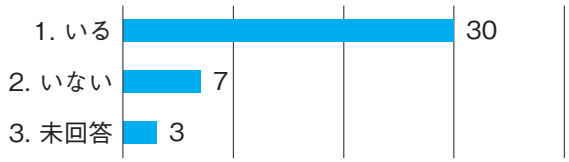


《調査結果》災害時の避難行動については、「要援護者を補助しながら避難できる」が239人（50％）と最も多く、「自分一人だけなら自力で避難できる」が135人（28％）であった。一方、「移動補助など誰かの助けがあれば避難できる」は37人（８％）、「個別の事情により避難できない」は３人（１％）、「わからない」は４人（１％）であり、「未回答」は55人（12％）であった。「誰かの助けがあれば避難できる」と回答した人のうち、70歳以上が89％を占めており、高齢者を中心に、災害時に支援を必要とする住民が多数存在していることから、その支援を担う住民の存在・体制づくりが重要であることが示唆される。一方、災害時には「要援護者を補助しながら避難できる」と回答した239人のうち、59歳以下が117人（49％）を占めており、比較的若い世代には、要援護者を支える側として行動する意欲もみられる結果となった。

（問11）（問10）で「3・4」に〇を付けた方。

災害発生時、避難行動を補助してくれる人はいますか。

1．いる	30
2．いない	7
3．未回答	3



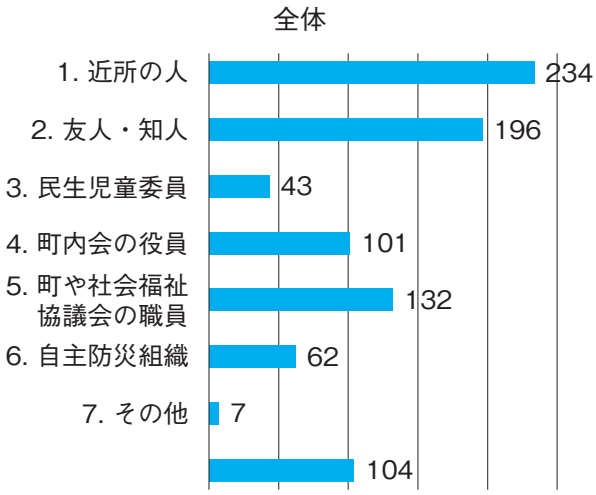
《調査結果》（問10）で補助があれば避難できると答えた人で、「いる」が30人、「いない」が7人であった。

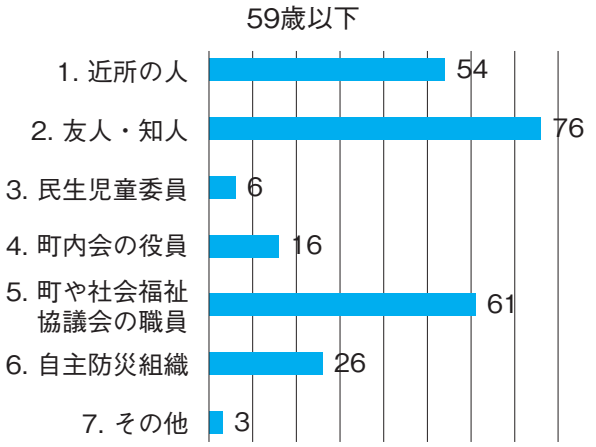
多くは家族や近隣等の支援を想定している一方で、支援してくれる人がいないとする人も一定数おり、こうした人への支援体制づくりが今後の課題であることが示された。

（問12）どういう組織・団体であれば避難補助をお願いしやすいですか。（複数回答）

1．近所の人	全体	234
	59歳以下	54
2．友人・知人	全体	196
	59歳以下	76
3．民生児童委員	全体	43
	59歳以下	6
4．町内会の役員	全体	101
	59歳以下	16
5．町や社会福祉協議会の職員	全体	132
	59歳以下	61
6．自主防災組織	全体	62
	59歳以下	26
7．その他	全体	7
	59歳以下	3

【自由記述より】
・家族　　・兄弟

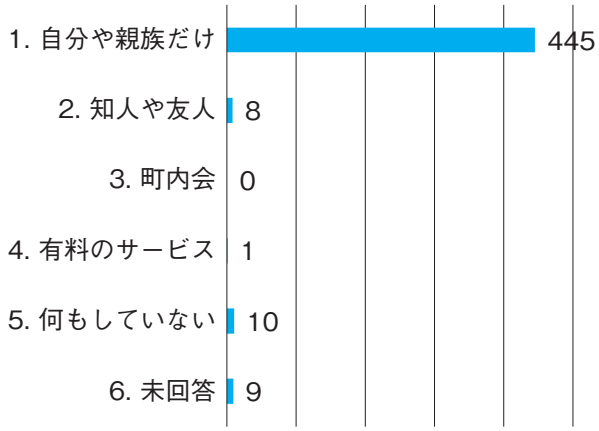




《調査結果》「どういう組織・団体であれば避難補助をお願いしやすいですか」に対しては、身近な人への依頼を基本としつつ、行政職員や町内役員等の公的な担い手にも一定の期待が寄せられていることから、地域のつながりと公的支援の両方を生かした避難支援体制の構築が求められる。問10では要援護者を補助しながら避難できる方が多いのと、問12では「近所の人」にお願いしたい回答が多いので、援助する側とされる側が一致しており、今後、要支援者と支援者の・マッチング、避難方法の具体的な確認などを行い、実際の避難行動につながる体制づくりが必要と考える。59歳代以下に限ってみると、「友人・知人」が最も多く、次いで「町や社会福祉協議会の職員」が多いなど、比較的若い世代では、友人関係はもとより行政職員等への支援期待が高い傾向がみられた。

(問13) 除雪や雪下ろしをどうしてますか。最も近いものは何ですか。

1．自分や親戚だけでしている	445
2．知人や友人に助けてもらっている	8
3．町内会で作業してもらっている	0
4．有料のサービスを利用している	1
5．特になにもしていない	10
6．未回答	9

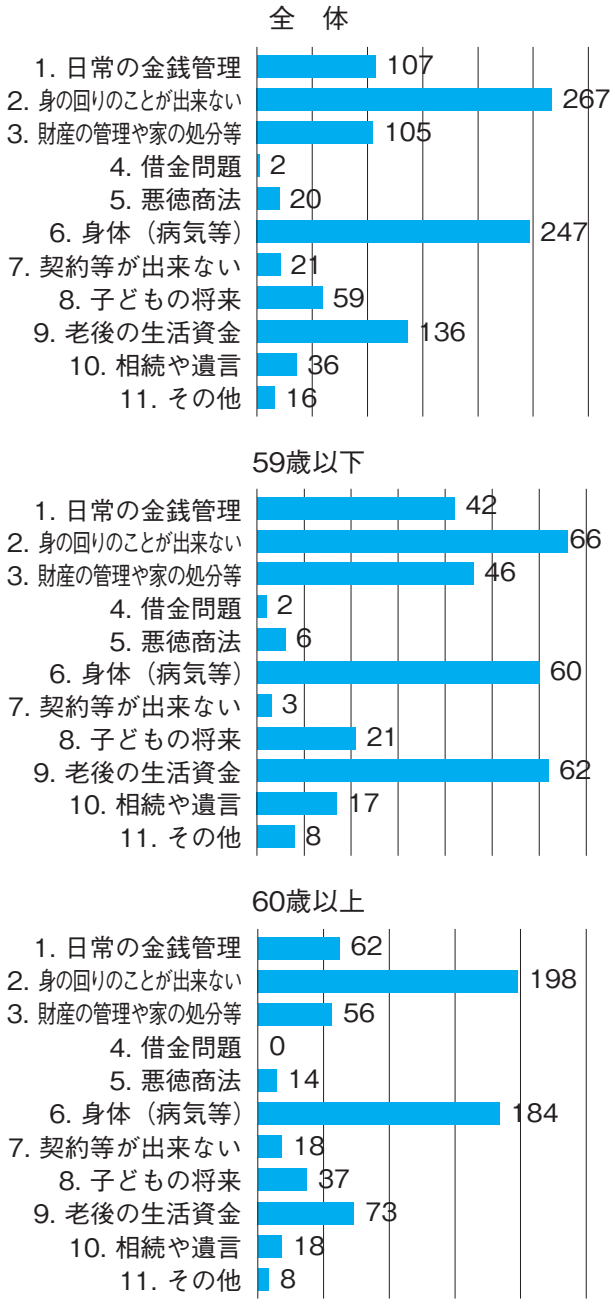


《調査結果》除雪や雪下ろしに対しては、「自分や親戚だけでしている」が最も多く全体の94％を占めています。
「特に何もしていない」が80歳以上が10人中５人でした。70歳以上でも「自分や親戚だけでしている」という回答が多く、今後手助けが必要になればどうするか対策を講じていかなければならないと考える。

【自由記述より】
・雪が降ったとき、町内の方に助けてもらいたい。

（問14）自分の将来において不安に思っていることは何ですか。（複数回答）

1．日常の金銭管理(買い物・支払い等)	全　体	107
	59歳以下	42
	60歳以上	62
2．身の回りの事ができなくなること	全　体	267
	59歳以下	66
	60歳以上	198
3．財産の管理や家等の処分に関すること	全　体	105
	59歳以下	46
	60歳以上	56
4．借金問題	全　体	2
	59歳以下	2
	60歳以上	0
5．悪徳商法にだまされること	全　体	20
	59歳以下	6
	60歳以上	14
6．自分の体のこと	全　体	247
	59歳以下	60
	60歳以上	184
7．契約(施設入所等)が出来ないこと	全　体	21
	59歳以下	3
	60歳以上	18
8．親亡き後の子の将来	全　体	59
	59歳以下	21
	60歳以上	37
9．老後の生活資金	全　体	136
	59歳以下	62
	60歳以上	73
10．相続や遺言について	全　体	36
	59歳以下	17
	60歳以上	18
11．その他	全　体	16
	59歳以下	8
	60歳以上	8



【自由記述より】
- 妻が障がいのため自分が病気になったり動けなくなったりすると後のことが心配、両親と同居しているが高齢のため見ることができない。
- すべて
- 一人暮らし、夜中に悪くなったらどうしたらよいかいつも心配。何かあったらよろしくお願いします。有料サービス利用を考えています。
- 近い将来か遠い未来か、いずれにしても日常の金銭管理や身の周りが出来なくなることの問題は起こるだろうが、今現在は不安に覚えることはない。
- 運転免許返納後の交通手段

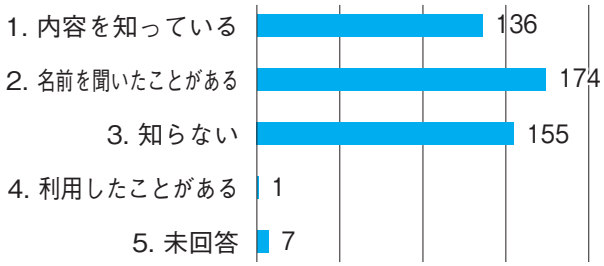
《調査結果》59歳以下では、「身の回りのことができなくなること」と「老後の生活資金」に不安を感じている人の割合が相対的に高く、将来の生活能力の低下や経済面に対する不安が、比較的若い世代にも広がっていることがうかがえる。60歳以上では、「身の回りのことができなくなること」と「自分の体のこと」を挙げる人が多く、実際の心身の変化を踏まえた健康・介護面での不安が前面に出ていることがうかがえる。

これらの結果から、年代を問わず、将来的な心身機能の低下に対する不安を強く抱いているとともに、老後の生活資金や財産管理、親亡き後の子どもの生活、相続・遺言など、生活設計全般にわたる不安を抱えていることが明らかとなった。今後は、介護予防や健康づくりの取組の充実に加え、生活資金や財産管理、権利擁護等に関する相談体制や情報提供を強化し、世代ごとの不安の特徴に応じた支援につなげていくことが課題である。

（問15）次のような制度を知っていますか。

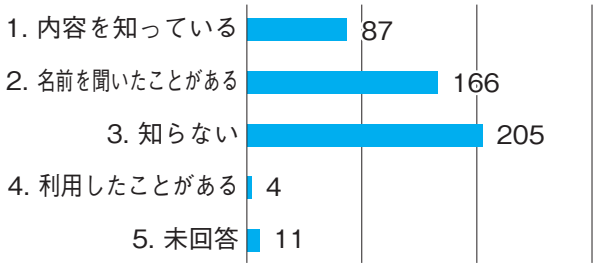
（1）成年後見制度

1．内容を知っている	136
2．名前を聞いたことがある	174
3．知らない	155
4．利用したことがある	1
5．未回答	7



（2）日常生活自立支援事業

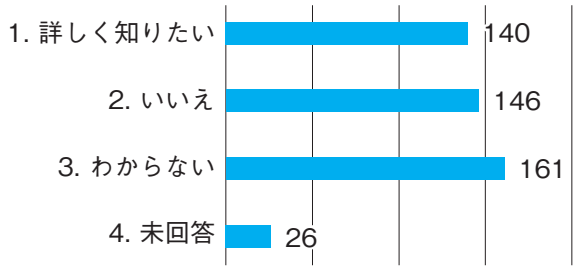
1．内容を知っている	87
2．名前を聞いたことがある	166
3．知らない	205
4．利用したことがある	4
5．未回答	11



《調査結果》成年後見制度を「内容まで知っている」と回答した人の割合は、59歳以下で30％、60歳以上で27％と、大きな年代差はなく、いずれの年代でも内容理解は３割前後にとどまっている。こうしたことから、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、名称だけでなく具体的な内容や利用場面を住民に分かりやすく伝える、周知・相談体制の強化が必要である。

（問16）成年後見制度について詳しく知りたいですか。

1.詳しく知りたい	140
2.いいえ	146
3.わからない	161
4.未回答	26



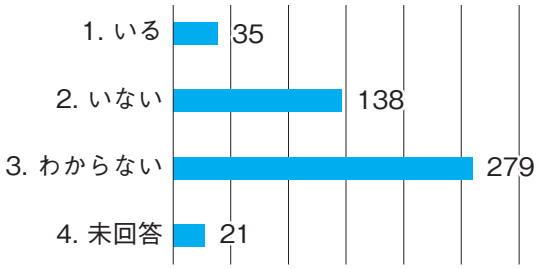
《調査結果》年齢・性別による大きな差はみられなかった。

先の設問において、成年後見制度の内容を知っている人が全体の一部にとどまっている一方で、「詳しく知りたい」とする回答が約30％にとどまり、「わからない」との回答も34％強見られることから、制度に対する関心や必要性の認識が、住民の間でまだ十分に形成されていない状況がうかがえる。

今後は、成年後見制度が必要となりうる具体的な場面や、日常生活自立支援事業など他の支援制度との違いを分かりやすく示しながら、関心の高い層だけでなく、「わからない」と回答した層に対しても、相談しやすい環境づくりと情報提供を進めていくことが課題である。

（問17）あなたの周りに成年後見制度等が必要と思われる人はいますか。

1．いる	35
2．いない	138
3．わからない	279
4．未回答	21



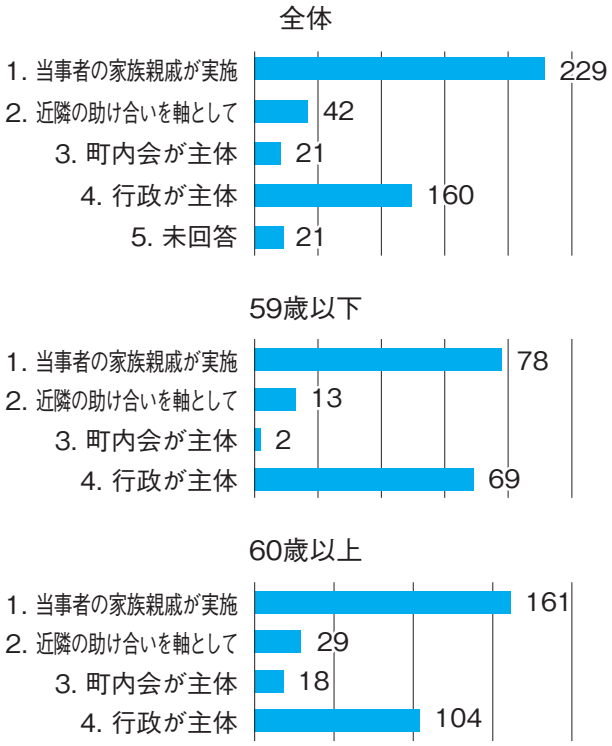
《調査結果》年齢・性別による大きな差はみられなかった。

「いる」と具体的に挙げた人は少数である一方で、「わからない」と回答した人が全体の多数を占めていることから、認知症や判断能力の低下など、成年後見制度等の対象となりうる状態や、制度が必要となる場面について、住民がイメージしにくい状況にあることがうかがえる。

また、「いない」と回答した人も一定数いるものの、制度の内容理解や相談先の周知が十分でないことを踏まえると、実際には支援が必要でありながら、周囲から気づかれにくい人が存在している可能性も考えられる。今後は、成年後見制度等に関する普及啓発とあわせて、地域の見守りや相談支援を通じて、支援ニーズの早期把握につなげていくことが課題である。

（問18）地域課題へのあなたの考えに最も近いものは何ですか。

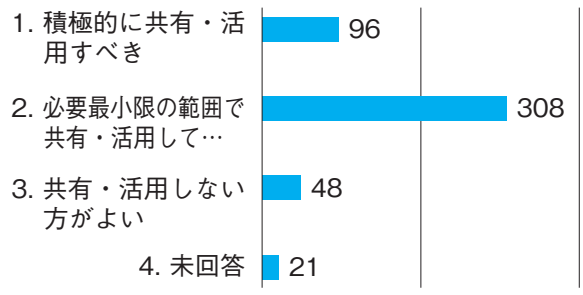
1．まずは当事者の家族や親戚の助け合いが軸として実施	全体	229
	59歳以下	78
	60歳以上	161
2．まずは近所や近隣の助け合いが軸として実施	全体	42
	59歳以下	13
	60歳以上	29
3．まずは町内会が主体となって実施	全体	21
	59歳以下	2
	60歳以上	18
4．まずは行政が主体となって実施	全体	160
	59歳以下	69
	60歳以上	104
5．未回答		21



《調査結果》この結果から、地域課題への対応にあたり、第一に「家族や親戚による支え」を基盤として重視しつつも、「行政が主体となること」への期待も大きいことが分かる。一方で、「近所や近隣」や「町内会」といった地域コミュニティを主な担い手とみなす回答は相対的に少なく、地域の住民同士や自治組織が前面に立つことについては、負担感や距離感を抱いていることがうかがえる。今後、行政には、家族だけに負担が集中しないよう基盤的な支援を行うとともに、地域団体や住民同士の支え合いを後押しする「つなぎ役・支え役」として、仕組みづくりや情報提供を進めていくことが求められる。

（問19）支え合いや見守り活動を推進するため、町が保有する高齢者や障害者、児童等の情報を、他の部局や社協、民生委員、町内会と共有することについてどう思いますか。

1．積極的に個人情報を共有・活用すべき	96
2．必要最小限の範囲で共有・活用してもよい	308
3．個人情報は共有・活用しない方がよい	48
4．未回答	21

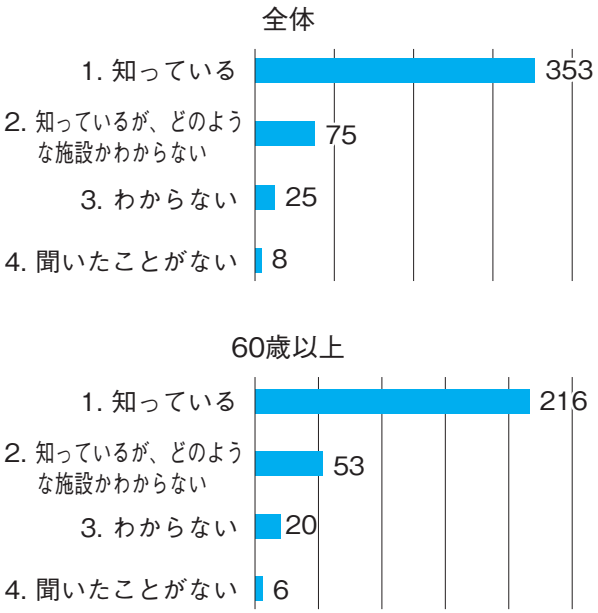


《調査結果》年齢・性別による差はみられなかった。

支え合い・見守りのための情報活用には理解が示されているものの、個人情報の扱いには慎重さが求められており、目的や範囲を限定しつつ、適切なルールづくりと住民への丁寧な説明が必要であることがうかがえる。

（問20）　あなたは、「子育て支援多世代交流館みなくる」を知ってますか。

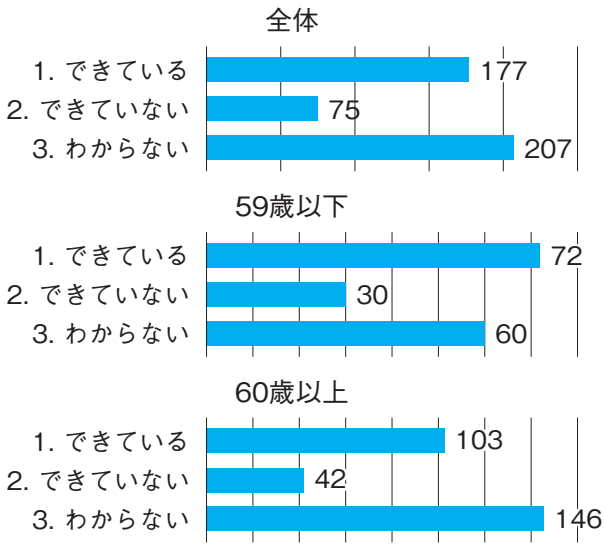
1．知っている	全体	353
	60歳以上	216
2．知っているが、どのような施設かわからない	全体	75
	60歳以上	53
3．わからない	全体	25
	60歳以上	20
4．聞いたことない	全体	8
	60歳以上	6



《調査結果》この結果から、「みなくる」自体は多くの住民に名称としては認知されているものの、具体的にどのような機能・役割を持つ施設かまで理解していない人も一定数存在していること、また、とくに高齢者層で情報が届きにくい傾向があることが分かる。今後は、子育て世代だけでなく、高齢者を含む多世代の住民に対し、「多世代交流」の場としての役割や利用方法などについて、広報紙や回覧板、地域の集まり等を通じて、分かりやすく周知していく必要がある。

（問21）　あなたは、子供たちが安心して遊べる場の提供はできていると思いますか。

1．できている	全体	177
	59歳以下	72
	60歳以上	103
2．できていない	全体	75
	59歳以下	30
	60歳以上	42
3．わからない	全体	207
	59歳以下	60
	60歳以上	146



《調査結果》肯定・否定の双方がある中で、「わからない」が半数近くを占めていることから、遊び場の現状や町の取組が住民に十分伝わっていない可能性があり、実態の見える化と情報発信していく。

第３章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

人と人との「つながり」が薄れつつある昨今、誰もが地域社会において孤立することなく、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が地域の一員であることを認識し、「つながり」を実感することで、お互いにおもいやりの心を持って暮らしていくことが大切です。

住民誰もが地域において役割を持ち、他人事ではなく我が事としてお互いに支え合いながら、住み慣れた場所で安心して暮らすことができるまちづくりとしての地域共生社会の実現を目指し、本計画の基本理念を「互いに尊重し　支え合いでつくる　誰もが安心して暮らせるまち」とします。

第２期では、基本的に第１期の取組を継承・発展させるとともに、令和６年度から実施している重層的支援体制整備事業を活用し、制度や分野をこえて複合的な生活課題を抱える方や世帯を地域全体で支える体制づくりを一層進めます。

2　基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、４つの柱を基本目標として施策を推進します。

あわせて、重層的支援体制整備事業の「断らない相談」「参加支援」「地域づくり支援」の考え方を全ての基本目標に通じる共通の視点として位置付け、分野横断的・世代横断的な支援を進めます。

基本目標１　▶　支え合い・助け合いによるまちづくり

住民同士がお互いに理解し、尊重し合いながら支え合えるまちづくりのために、住民同士が理解し合えるきっかけの場である交流・活動の機会の充実を図ります。

また、住民が地域福祉に対して関心を持ち、地域の課題を我が事として関わる意識醸成を図ります。

さらに各団体の交流活動への支援や関係機関同士の連携支援など、地域ネットワークの連携強化を図ります。

第２期では、重層的支援体制整備事業における参加支援や地域づくり支援を通じて、世代や属性を問わず誰もが気軽に参加できる居場所や活動の場づくりを一層推進し、孤立を防ぎ、地域のつながりを強めていきます。

基本目標２　▶　安心・安全のまちづくり

誰もが必要な時に気軽に相談ができるよう、関係機関との連携を強化し、複雑化した困りごとにも対応が可能な相談体制の充実を図ります。

また、生活困窮者や要配慮者への横断的な支援を推進するとともに、判断能力が不十分な方を支えるために権利擁護の推進を図ります。

さらに、地域で安全・安心な生活ができるよう、災害時の支援体制や防犯対策の整備を図り、地域の防災力・防犯力の向上を目指します。

第２期では、重層的支援体制整備事業による「断らない相談窓口」を地域の身近な相談支援の中核として活用し、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅など関係機関との協働により、複合的な課題を抱える世帯への伴走支援を強化します。

基本目標３　▶　地域で支える子育てのまちづくり

安心して子どもを産み育てるとともに、子どもがすくすくと育つまちを目指し、地域のみんなで子育てを支える意識を高めることに加え、子どもたちが地域で楽しく学び遊べる環境づくりや、子どもが安心して健やかに成長できる環境づくりに努めます。

少子化や核家族化の進行に伴い、子ども同士が集まる機会である子ども育成会活動などの地域の行事や地域のことを知るための機会も減少していることから、地域内での交流や行事、さらには食育といった分野を生かしながら、地域を知る機会を作っていきます。

第２期では、子ども･子育て支援施策と重層的支援体制整備事業を連携させ、ヤングケアラーや、子育てに不安や困難を抱える世帯などを早期に把握し、関係機関と協力しながら切れ目のない支援につなげていきます。

基本目標４　▶　健やかで生きがいのあるまちづくり

高齢者や障がいのある人の生きがいとして、地域の人々とのふれあいは重要であることから、地域の既存施設などを活用し、交流の場の確保に努め、地域サロンの開催や老人クラブなどでの催しを通じて、生きがいづくり活動や交流の機会を拡充します。

誰もが身近な地域で生き生きと生活するためには、健康でいることが大切であることから、健康づくりに対する知識を身に付けたり、自分に合った健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりに対する意識を高めていきます。

第２期では、介護予防・フレイル予防、障がいのある人の生活支援や就労支援等と重層的支援体制整備事業の取組を結び付け、年齢や障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが地域で役割と生きがいを持って暮らし続けられるよう、社会参加や就労、ボランティア活動などの機会を広げていきます。

3 計画の体系

４つの目標それぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取り組み方針と役割分担を明らかにします。あわせて、令和６年度から実施している重層的支援体制整備事業との連携・一体的推進を図り、分野や制度の枠を越えた包括的な支援体制を構築していきます。

基本理念

互いに尊重し　支え合いでつくる　誰もが安心して暮らせるまち

基	本	方	針

基本目標 1

支え合い・助け合いによるまちづくり

- 交流の場の充実
- 福祉に対する意識の醸成
- 地域におけるネットワークの強化
- 重層的支援体制整備事業等を活用した地域づくり・参加支援の推進

基本目標 2

安心・安全のまちづくり

- 相談体制の充実
- 生活困窮者や要配慮者等への支援強化
- 権利擁護の推進
- 災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進
- 「断らない相談」を中心とした重層的支援体制の構築と多機関連携の推進

基本目標 3

地域で支える子育てのまちづくり

- 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 子どもたちが地域で学び遊べる環境づくり
- 子どもたちが安心して健やかに成長できる環境づくり
- 子ども・子育て支援施策と重層的支援体制整備事業との連携による早期支援の推進

基本目標 4

健やかで生きがいのあるまちづくり

- 高齢者や障がいのある人が生きがいをもって活動できる場や機会の確保
- 健康づくり推進
- 高齢者や障がいのある人の社会参加や就労の支援
- 重層的支援体制整備事業と連携した社会参加就労機会の創出

4 各福祉分野計画での取り組み

本計画では、地域でともに支え合い協働して取り組む「地域共生社会」の実現を目指し、各福祉分野の計画の上位計画として地域福祉を推進していきます。

各福祉分野の現計画で掲げている重点事項は次のとおりです。地域福祉のより一層の充実を図るため、総合的に推進していきます。

あわせて、令和６年度から実施している重層的支援体制整備事業を、これら各分野計画をつなぐ横断的な枠組みとして位置付け、分野間の連携と包括的な支援の推進を図ります。

【高齢者（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）】

団塊の世代がすべて後期高齢者となった2025年を経て、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、以下を基本理念とし、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。在宅医療・介護連携の充実、地域ケア会議の強化、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等を重点的に進めるとともに、介護人材の確保と生産性向上に取り組む中長期的な計画として構築を目指します。

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるまちづくり

基本目標

◆健康で生きがいのある暮らしの実現

（１）健康な暮らしの実現

① 健康づくりへの支援

② 介護予防への支援

③ 介護予防事業の実施

④ 介護予防事業の評価体制の構築

（２）多様な社会参加の実現

① 就業への支援

② 社会参加への支援

◆利用者の視点に立ったサービス提供の実現

（１）適正な介護保険サービスの実現

① サービスに関する情報提供の充実

② サービス提供体制の充実

③ サービスの質の確保

④　負担軽減への支援

（２）自立を支える福祉サービスの実現

①　福祉サービスの充実

②　介護者への支援

◆地域で支え合い、安心して暮らせるまちの実現

（１）地域包括ケアシステムの実現

①　支え合いのしくみづくり

②　相談体制の充実

【障がい者（井川町障害者計画）】

障がいのある人もそうでない人も、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を築くため、以下を基本理念として重点を置き、住みよいまちづくりの実現を目指します。

基本理念

障害の有無に関わらず地域で支え合う、やさしく安心なまちづくり

基本目標

◆地域の生活支援体制の充実化

①　相談支援体制の充実化

②　権利擁護体制の充実化

③　福祉サービスの充実化

④　保健・医療サービスの充実化

⑤　保育・教育の充実化

◆支え合う町づくり

①　障害者虐待の防止

②　住民への理解・啓発の促進

③　防犯・防災対策の推進

◆障害のある人の自立と社会参画の支援

①　外出・移動支援の充実化

②　雇用・就学の促進

③　スポーツや文化活動への参加促進

④　地域のバリアフリー化

【子育て（井川町子ども・子育て支援事業計画・井川町こども計画）】

すべての子どもたちが心豊かに、かつ健やかに成長できるよう地域全体で子どもたちの育成を支える環境と、子どもたちと地域の人々との出会いや様々な世代間交流を推進し、地域全体で子育ての楽しさと大変さを分かち合い、心にゆとりを持ち、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会を目指します。

基本方針

―誰もが安心して暮らせる井川町―
お互い尊重し支え、学びあって豊かな心を送信します育むまちづくり

基本視点

◆安心して生み育てる
◆社会全体で育てる
◆社会性を育てる

5 福祉圏域の考え方

地域にある生活課題に応じて、「家族・隣近所」、「町内会」、「町全体」からなる圏域ごとの取り組みや各圏域の連携による取り組みによって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

第２期では、こうした圏域の枠組みの中で重層的支援体制整備事業の仕組みを活用し、多機関・多職種が連携して支援を行う体制を強化し、身近な地域で切れ目のない支援が受けられるようにしていきます。

第４章　施策の展開

1　支え合い・助け合いによるまちづくり

（１）交流の場の充実

現状と課題

近年、単独世帯や核家族化の進行、人々の生活様式の変化により、近所付き合いが希薄となりつつあります。地域づくりの基本は、近所付き合いなど、身近なところでのつながりです。お互いの顔がわかり、ともにふれあいながら地域の中での連帯感を深めることは地域の力となり様々な地域の課題を解決する糸口となります。

アンケート調査によると地域のつながりをつくるうえでは、住民一人ひとりが声かけやあいさつなど、身近なところからの交流やふれあいを大切にするとともに、誰もが主体的に地域の活動や交流、ふれあいの機会に参加できるようにしていく必要があります。

また、令和６年度からは重層的支援体制整備事業により、世代や分野を問わず誰もが利用できる「参加・交流の場」の充実が求められており、既存の交流の場とあわせて、地域づくりを支える基盤として位置付けていくことが重要です。

施策の方向性

施策

❶　近所付き合いや地域内での交流の促進

❷　世代間交流の促進

❸　住民が交流できる場の確保

❶　近所付き合いや地域内での交流の促進

【施策の方向性】

隣近所で声をかけ合ったりするなど、日頃から隣近所との関わりをもち、いざというときに支え合い・助け合える関係づくりを進めます。

※それぞれの役割

町	◦地域住民による支え合い・助け合いを支援します。 ◦重層的支援の仕組みを活かし、地域活動のコーディネートや情報共有を進めます。
社会福祉協議会	◦地域住民による支え合い、助け合いのネットワークづくりの充実を図ります。 ・高齢者世帯等への見守りネットワーク活動を支援します。 ・日常のちょっとした困りごとに対し、地域住民同士で支え合えるきっかけづくりのためにワンコインサービス事業を行います。 ◦町内会や関係機関等と一緒に地域の情報を共有し、地域課題の発見と解決に向けた取り組みを推進します。 ◦重層的支援の仕組みを活かし、地域活動のコーディネートや情報共有を進めます。
民生委員・児童委員	◦地域住民による支え合い・助け合いの輪を広げます。 ・助け合い高齢者世帯などに対する見守り活動や声かけをします。
地域	◦地域住民による支え合い・助け合いに努めます。 ・行政機関等が主催する、町内会単独で行う各種教室に参加するよう努める。 ・回覧板を回すときなど声かけをし、隣近所との交流に努めます。 ・おはよう、お帰りなど、積極的に朝夕の声かけに努めます。 ・学校や地域の行事にはできるかぎり参加し、互いに顔見知りになるよう努めます。 ・趣味を通じた交流に努めます。

《関連事業》

・見守りネットワーク活動

・ワンコインサービス事業「ご近所助けあい隊」

・重層的支援体制整備事業（地域づくり支援）

❷　世代間交流の促進

【施策の方向性】

子どもと高齢者など、様々な世代間の交流などを促進し、地域内でのつながりの強化に努めます。重層的支援の「多世代交流・居場所づくり」と連携し、年齢や立場にかかわらず参加しやすい仕組みづくりを進めます。

※それぞれの役割

町	◦世代間交流の事業への支援を充実し、活動の促進を図ります。
社会福祉協議会	◦福祉への理解と関心を高めることを目的に福祉教育を推進します。 ・義務教育学校サマーボランティアを支援します。 ・町民を対象としたボランティア講座を年１回開催します。

民生委員・児童委員	◦地域での世代間交流の促進に努力します。
地　　域	◦幅広い年代が集える機会を作り、参加の呼びかけに努めます。 ◦様々な活動に参加し、世代交流に努めます。

《関連事業》

・ボランティア養成講座の開催

・井川町ボランティアセンター事業

・重層的支援体制整備事業（多世代交流・居場所づくり）

❸　住民が交流できる場の確保

【施策の方向性】

既存の施設などの活用を検討し、地域の人が交流できる交流起点となる場の確保に努めます。あわせて、重層的支援の仕組みを活かし、相談支援と交流の場が一体的に機能するよう工夫します。

※それぞれの役割

町	◦だれでも気軽に参加できるよう、各町内会の公民館等公共施設を活用しながら交流の場を設けていきます。
社会福祉協議会	◦地域の公民館等を活用した交流の場づくりを支援します。 ・高齢者健康教室「ゆうゆう倶楽部」を定期的に開催し、交流の機会をつくります。 ・認知症カフェ「お茶っこ　なごみ」にて、集いのカフェを定期的に開催します。 ・在宅で家族を介護している方が気軽に集える場として、介護者交流会を引き続き年３回開催します。 ・１人暮らし高齢者の孤立をなくすために、交流会を開催します。 ・普段着サロンの普及促進に協力します。 ◦重層的支援の参加支援と連携し、支援が必要な方が自然に参加できる居場所づくりに努めます。
民生委員・児童委員	◦地域の施設などを活用した、交流の場づくりに努めます。
地　　域	◦地域の既存施設の有効活用に努めます。 ・地域の公民館などを利用して、地域住民が気軽に集える場所づくりに努めます。

《関連事業》

・高齢者健康教室事業「ゆうゆう倶楽部」

・認知症カフェ運営事業「お茶っこ　なごみ」

・家族介護者交流事業

・１人暮らし高齢者交流会事業

・普段着サロン事業

・重層的支援体制整備事業（居場所・交流拠点整備）

（2）福祉に対する意識の醸成

現状と課題

まちづくりへの町民の参加は必要不可欠です。これからは、生活全般にわたる町民の福祉ニーズに対応できる体制を地域で確立していく必要があります。そのためには、地域に住む人の福祉や地域に対する関心を高めたり、活動への参加の機会を作ることが必要です。

アンケート調査によると「問７地域の問題に対して、住民相互の自主的な協力関係は必要か」では70.6％の人が必要と答えています。また、「地域づくりのためにはどのような住民活動が必要か」には「困っている人や助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」の答えが多く見受けられました。

町民の皆さんが必要であると考えること、出来ることなど、身近なところから福祉や地域に対する意識を高め、地域活動への参加のきっかけづくりを進めていくことが大切です。特に、地域まるごと包括支援が求められており、一人ひとりの福祉への関心・参加が基盤となります。

施策の方向性

施策

❶ 福祉の意識づくり

❷ 人材の確保

❸ 地域活動への参加促進

❶ 福祉の意識づくり

【施策の方向性】

学校教育や生涯学習を通じて、子どもから大人まで、福祉に対する意識の向上を図ります。

※それぞれの役割

町	◦各種ボランティア活動に対する参加を促し、福祉教育の充実を図ります。 ◦義務教育学校の福祉教育を推進します。 ◦認知症に関する正しい知識を深め、認知症の方やその家族を見守ることができる認知症サポーターを養成します。
社会福祉協議会	◦福祉への理解と関心を高めることを目的に、福祉教育を推進します。 ・地域や学校等が行う福祉講座などの開催を支援します。 ◦当計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）の周知に努めます。
民生委員・児童委員	◦民生委員・児童委員の活動を周知することにより、地域住民の福祉に対する意識の向上を図ります。
地域	◦地域の福祉活動への参加に努めます。

《関連事業》

・ボランティア養成講座の開催

・認知症サポーター養成講座の開催

・重層的支援体制整備事業（参加支援、人材育成に関する取組）

❷ 人材の確保

【施策の方向性】

地域福祉活動の活性化を図るため、地域福祉にかかわるリーダーの育成や人材の確保に努めます。

※それぞれの役割

町	◦地域の活動に取り組む人材の育成を支援します。
社会福祉協議会	◦地域に潜在している人材の発掘に努めます。また、研修会等を開催し、地域活動に取り組む人材育成に努めます。 ・ボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティア活動しやすい環境整備に努めます。 ・ボランティアの育成を目的とし、養成講座を開催します。
民生委員・児童委員	◦地域福祉の担い手として活動します。
地域	◦地域活動に取り組む人材の確保に努めます。

《関連事業》

・ボランティア活動保険の助成

・ボランティア養成講座の開催

・重層的支援体制整備事業（参加支援、人材育成に関する取組）

❸ 地域活動への参加促進

【施策の方向性】

地域のことや各団体の活動を情報発信する中で、地域活動への関心を高め、参加の促進を図ります。

※それぞれの役割

町	◦地域活動や各団体の活動内容の情報提供の充実に努めます。
社会福祉協議会	◦地域活動やボランティア活動の情報を発信します。 ・社協の広報を引き続き年３回発行し、活動事例の紹介を通して、地域で活動に取り組む人材の養成に努めます。 ◦赤い羽根共同募金運動及び、赤十字奉仕団の支援を通じて、地域活動の情報の発信を図ります。

民生委員・児童委員	◦地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。
地　　域	◦地域活動への参加に努めます。 ◦各団体の活動情報を提供し、参加を呼びかけます。

《関連事業》

・広報の発行
・赤い羽根共同募金運動の活動支援
・赤十字奉仕団の活動支援
・重層的支援体制整備事業（参加支援、人材育成に関する取組）

（３）　地域におけるネットワークの強化

現状と課題

アンケート調査によると「問８地域づくりに必要な住民活動は何ですか」の問いでは「地域における福祉活動の意義」と「重要性のＰＲと困っている人や助け合いの場・組織について情報を得やすくする」が多数を占めており、そのための支援体制や組織をどのようにつくっていくかが今後の重要な課題です。

地域には元気な高齢者や豊富な経験を持つ方、福祉サービス提供事業者や各団体、民生委員・児童委員などとの協力体制を作ることが大切です。また、地域で支え合い助け合うための見守りの体制やボランティア活動の活性化を図っていくことも必要です。

また、地域には高齢者、障がいのある人、子ども、子育て中の母親など、支援を必要としている人がいます。このような支援が必要な人たちが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、問題の早期発見、対応していくための活動も重要です。

近年では、高齢者や障がいのある人、子どもへの虐待や、女性へのＤＶが社会問題になっています。こうした問題を身近な問題ととらえ、早期発見・未然防止としていけるよう、虐待やＤＶに関する啓発に努め、適切に対応できる体制の整備が求められ、多職種・多機関の協働を進める必要があります。

令和６年度から実施している重層的支援体制整備事業は、こうした地域のネットワークを支え、複雑な課題を抱える世帯を『丸ごと』支える枠組みとして位置付けられており、町・社協・関係機関が一体となって活用していくことが求められます。

施策の方向性

施策

❶　地域での見守り体制の充実

❷　虐待やＤＶを身近な地域で対応するための仕組みづくり

❶　地域での見守り体制の充実

【施策の方向性】

地域課題を解決するために、地域の見守り体制の充実を図り、各種団体間のネットワークづくりに努めます。

※それぞれの役割

町	◦各地域の団体と、民生委員・児童委員、ボランティアとのネットワークづくりを支援します。 ◦重層的支援体制整備事業の協議の場等を活用し、多機関連携による見守り体制の強化を図ります。
社会福祉協議会	◦各地域の団体と、民生委員・児童委員、ボランティア等とのネットワークづくりに努めます。 ◦重層的支援体制整備事業の協議の場等を活用し多職種や分野を超えた連携により、要援護者の把握に努め、見守り体制の強化を図ります。
民生委員・児童委員	◦各地域の団体、ボランティアなどと連携し、ネットワークづくりに協力します。
地域	◦近所づきあいを深め、情報交換、見守りに努めます。 ◦町内会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの連携を強化し、ネットワークづくりに努めます。

《関連事業》

・見守りネットワーク事業
・地域ケア会議の開催（解決策を検討）
・民生・児童委員協議会定例会にて情報を共有

❷　虐待やＤＶを身近な地域で対応するための仕組みづくり

【施策の方向性】

虐待やＤＶについて、身近な問題としての認識を高めるとともに、相談体制の充実や関係機関の連携を強化し、迅速な対応に努めます。

※それぞれの役割

町	◦相談窓口の周知及び充実に努めます。 ◦各関係機関との連携を図ります。 ◦「相談窓口の周知」「総合相談窓口」を、重層的支援の「断らない相談」機能と一体で運用する

社会福祉協議会	◦各関係機関と連携を図り、問題把握に努めます。 ◦総合相談窓口「井川町みんなの相談支援センター」を常時開設し、相談に応じます。 ◦民生委員児童委員と連携し、「心配ごと相談所」を引き続きおおむね月１回、開設します。 ◦弁護士による無料法律相談を引き続き年２回、開催します。 ◦「相談窓口の周知」「総合相談窓口」を、重層的支援の「断らない相談」機能と一体で運用する。
民生委員・児童委員	◦日常生活の悩みや心配ごとの相談に応じます。 ◦各関係機関と連携し、問題解決に協力します。
地域	◦虐待やＤＶについての知識を身に付け、早期発見及び未然防止に努めます。 ◦地域で困りごとを相談し合える関係づくりに努めます。

《関連事業》

・「井川町みんなの相談支援センター」

・心配ごと相談所の開設

・弁護士による無料法律相談の開催

2 安心・安全のまちづくり

（1）相談体制の充実

現状と課題

地域の生活課題は多様化・複雑化しており、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとの相談・支援体制だけでは対応が難しいケースが増えてきています。また、地域において、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯や地域で孤立している方の増加が問題の一つとなっていますが、誰にも相談できず困りごとをかかえているケースも存在すると予測できます。

アンケート調査では、「問６に見守り等支援が必要な人や気にかかる人がいますか」いう問いに対し、「高齢者のみの世帯」が200人（38.1%）と最も多く、次いで「認知症の人」47人（9.0%）、「閉じこもりや引きこもりの人」28人（5.3%）、「生活困窮者」12人（2.3%）となっています。一方で、「いない」が107人（20.4%）、「わからない」が125人（23.8%）と、合わせて4割以上の方が近隣の支援ニーズを把握できていない状況もうかがえます。この結果から、地域には多様な支援ニーズが存在する一方で、地域住民による見守りや気づきの機能が十分に働いていない可能性が示唆されます。

地域には様々な相談窓口があります。それらは法律に基づき対象者ごとに分けられますが、どこへ相談したらよいかわかりにくいのが現状です。また、複数の問題を抱えている世帯にとっては、それぞれの相談窓口に出向かなければなりません。それらを改善するために、住民からの相談をワンストップで受け止め、どこに相談しても必要な支援につながるような総合相談支援窓口の整備が

必要です。

また、制度の狭間にある問題や相談に来ることが出来ない人々のニーズは地域の中で見落とされがちです。地域の住民や専門職が問題に気付く課題発見機能や問題を抱えている人のもとへ積極的に出向いて適切な機関につなげる仕組みづくりが必要です。

第２期では、令和６年度からの重層的支援体制整備事業により、「どこに相談してよいかわからない」という状態をなくすための「断らない相談」の体制整備が始まっています。分野別の相談窓口と連携しつつ、複合的な課題を抱える世帯への一体的・包括的な支援を進めていくことが重要です。加えて、地域住民が支援ニーズに気づき、適切につなげることができるよう、地域の見守り体制の強化や住民への啓発活動を推進していく必要があります。

施策の方向性

施策

❶ **総合相談支援窓口の整備**

❷ **アウトリーチによるニーズ把握と伴走型支援の推進**

❶ 総合相談支援窓口の整備

【施策の方向性】

住民からの相談をワンストップで受け止め、対応する総合相談支援窓口を重層的支援体制整備事業に基づく「断らない相談窓口」として位置付け、その機能の充実を図ります。

※それぞれの役割

町	◦福祉サービスの利用に関する情報の提供を行うとともに、相談窓口の周知に努め、誰でも気軽に相談できる体制を整えます。 ◦重層的支援体制整備事業の実施主体として、分野横断的な相談支援体制の構築と運営を行います。
社会福祉協議会	◦総合相談窓口「井川町みんなの相談支援センター」を常時開設し、相談に応じます。 ◦重層的支援の実施において、相談支援やアウトリーチの実務を担い、町や関係機関と連携します。
民生委員・児童委員	◦日常生活の悩みや心配ごとの相談に応じます。 ◦気軽に相談しやすい雰囲気づくりを行い、身近な相談体制を整えます。 ◦必要に応じて重層的支援の相談窓口につなぐ。
地域	◦地域で困りごとをかかえる人を把握し、相談にのったり、地域で解決できない課題について関係機関の相談窓口につなげます。

《関連事業》

・井川町生涯生活丸ごと支援事業

・重層的支援体制整備事業（断らない相談）

❷　アウトリーチによるニーズ把握と伴走型支援の推進

【施策の方向性】

地域の課題を早期に把握するため、地域の団体や民生児童委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携を密にし、地域自立生活に向けて伴走型支援を行います。重層的支援体制整備事業によるアウトリーチ機能とあわせて、誰一人取り残さない伴走型支援を進めます

町	◦生涯生活丸ごと支援システム構築事業の重層的支援体制整備事業の担当職員（包括化推進委員）を軸に、アウトリーチ活動を通して、ニーズの把握と、地域自立生活に向けた伴走型支援を行います。
社会福祉協議会	◦重層的支援の一環としてアウトリーチ活動を行い、生活課題や福祉問題等を抱え、社会的に孤立している世帯の把握に努め、適切な支援につなげます。 ◦相談を待っているだけではなく、自ら地域に出向き、支援が必要な方に積極的に支援を届けるよう努めます。 ◦見守りが必要なひとり暮らし高齢者へ、定期的に訪問し、日常生活に関する相談支援を行います。
民生委員・児童委員	◦地域の団体との連携を強化し、情報の共有を図ります。 ◦気軽に相談しやすい雰囲気づくりを行い、身近な相談体制を整えます。
地域	◦地域で困りごとをかかえる人を把握し、相談にのったり、地域で解決できない課題について関係機関の相談窓口につなげます。 ◦地域の団体との連携を強化し、情報の共有を図ります。

《関連事業》

・重層的支援体制整備事業

・生活管理指導員派遣事業

（2）生活困窮者や要配慮者等への支援強化

現状と課題

生活困窮者は、就労や住まい、生活費等経済的な問題だけではなく、健康問題、家族問題等、問題を複合的にかかえている場合があり、また、家族や地域とのつながりが疎遠で、引きこもりや誰にも相談できない等、地域で孤立している状況がみられます。アンケート調査では、「問15(2)、日常生活自立支援事業を知っていますか」という問いに対し、「知らない」が205人（43.3%）と最も多くなっています。この結果から、生活困窮者や判断能力が不十分な方を支援する重要な制度であるにもかかわらず、町民の４割以上が制度を知らず、内容まで理解している方は２割未満にとどまっている現状が明らかになりました。支援を必要とする方が制度にたどり着けない可能性が高く、制度の周知と利用促進が喫緊の課題となっています。生活困窮者や要配慮者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、専門機関、庁内各課等の関係機関とのネットワークを強化し、早期発見・状況把握に努め、複合的な課題に対応できる相談支援体制や本人、家族、住まい、経済状況等に合わせた自立支援事業に取り組む必要があります。加えて、

日常生活自立支援事業をはじめとする各種支援制度について、わかりやすい情報提供と積極的な周知活動を展開し、支援が必要な方に確実に情報が届く仕組みづくりを進めることが重要です。

施策の方向性

施策

❶ 早期発見・把握状況や相談支援体制、自立支援事業の横断的な取り組み

❷ 生活困窮に起因する多様な問題への支援

❶ 早期発見・把握状況や相談支援体制、自立支援事業の横断的な取り組み

【施策の方向性】

地域の住民や専門職が問題に気付き、問題を抱えている人のもとへ出向き、適切な機関へ結びつける仕組み、ケアマネジメントを軸とした支援の強化を図り、地域の問題発見機能、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を図ります。また、重層的支援体制整備事業の協議の場を活用し、多職種・多機関が協働して支援方針を検討し、途切れない支援につなげます。

※それぞれの役割

町	◦町内会・民生委員児童委員等の関係機関と連携し、支援が必要な方や生活困窮者の早期発見に努めます。 ◦複合化した生活課題に対応し、必要なサービスにつながるよう関係各分野が連携し、情報共有や支援検討の体制整備を図り横断的な相談体制を推進します。 ◦重層的支援体制整備事業の協議の場で、多機関連携による支援方針を検討します。
社会福祉協議会	◦各関係機関と連携し、問題把握に努めます。 ◦アウトリーチ活動を通して、生活課題や福祉問題等を抱えながら、社会的に孤立している世帯の把握に努め、適切な支援につなげます。 ◦相談を待っているだけではなく、自ら地域に出向き、支援が必要な方に積極的に支援を届けるよう努めます。 ◦地域に不足する新たな社会資源を創出するよう努めます。 ◦生活困窮者自立支援、生活保護、障害福祉、子ども家庭福祉などと連携した一体的支援を行います。
民生委員・児童委員	◦日常生活の悩みや心配ごとの相談に応じます。 ◦生活福祉資金制度、日常生活自立支援事業等の情報提供や関係者と協力し自立のための支援の充実や相談体制の充実を図ります。
地域	◦日頃から一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等へ声かけを行い、顔の見える関係をつくります。 ◦地域で困っている方や相談が困難な方をみかけたら、民生委員・児童委員や行政等に連絡します。

《関連事業》
・重層的支援体制整備事業
・生活管理指導派遣事業

❷　生活困窮に起因する多様な問題への支援

【施策の方向性】

生活困窮状態にある相談者のアセスメントに努め、課題解決に向けて利用者と共に取り組む伴走型・寄り添い方の支援を行います。

※それぞれの役割

町	◦各分野と連携し、生活困窮者や高齢者、障がい者、児童家庭等の生活や住居に配慮を要する方への居住の確保や就労支援、経済的支援を横断的に実施し、生活の安定のための助成等の取り組みや自立支援事業の充実を図ります。
社会福祉協議会	◦県が実施している生活困窮者自立支援事業や、各種相談事業を通じて、経済的に困窮している世帯の相談に対応し、自立に向けた支援を行います。 ◦生活福祉資金、たすけあい資金を活用し、経済的支援を行います。 ◦生活福祉資金等を借受けしている方に対し、生活の安定のため、継続的に寄り添った支援を行います。
民生委員・児童委員	◦関係団体・学校・行政等の福祉関係機関との連携や支援に関する情報共有を行い、支援が必要な方の早期発見・対応に努めます。
地域	◦積極的に見守り活動に参加・協力します。 ◦生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を正しく理解して利用します。

《関連事業》
・生活福祉資金貸付事業
・たすけあい資金貸付事業

（3）権利擁護の推進

現状と課題

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、子ども等の虐待は社会問題として深刻化しています。虐待は個人の権利・尊厳を侵害するもので、虐待防止に向けた対策が必要ですが、本人からの被害の申告や相談がない場合、問題の顕在がしにくいため、地域においての見守りも重要となります。

アンケートの結果では、「問５．近所づきあいに対する考え方」について、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が202人（42.7%）、「負担に思うことはあるが、日常生活が円滑になることが多いので必要である」が197人（41.6%）と、合わせて８割以上の方が近所づきあいの重

要性を認識しています。

地域での見守りや権利擁護を推進するうえでは、近所づきあいを通じた日常的な関係性が重要な役割を果たします。多くの町民が近所づきあいの必要性を感じている一方で、一定数の方が負担感や距離を置きたいという意識を持っていることから、過度な負担を避けながらも、緩やかな見守りや気づきの仕組みをつくることが求められます。また、近所づきあいが希薄な地域や世帯においても、民生委員・児童委員や専門機関による見守り体制を補完的に機能させることが重要です。

地域で判断能力が十分でない方が地域で自分の能力に応じた自立生活を送ることができるよう、早期発見・対応のための地域ネットワークや権利擁護のための支援体制をより一層強化していく必要があります。特に、虐待などの権利侵害は表面化しにくいため、日常的な近所づきあいの中での「気づき」を大切にしながら、住民が気軽に相談できる窓口の周知や、専門機関との連携強化を図ることが不可欠です。

施策の方向性

施策

❶ 地域連携ネットワーク体制の整備と虐待の予防対策及び虐待した人への一体的な支援

❷ 住民の権利擁護のための支援体制整備

❶ 地域連携ネットワーク体制の整備と虐待の予防対策及び虐待した人への一体的な支援

【施策の方向性】

虐待を受けた方や判断能力が十分でない方等の早期発見及び迅速な問題解決のため、地域の見守り体制や関係機関との連携を強化し、地域連携ネットワーク体制の整備を図るとともに、虐待の予防対策や虐待を行った人等が抱えている課題に着目した支援についても一体的に推進します。重層的支援の相談・アウトリーチで発見されたケースを、権利擁護や防災支援につなぎます。

※それぞれの役割

町	◦民生委員・児童委員、学校、サービス提供事業者、警察、消防、郵便等の関係機関と連携し、虐待･ＤＶの早期発見･対応のための虐待防止ネットワークの強化を図るとともに、高齢者、障がい者、児童に対する統一的な対応や虐待の予防対策、虐待を行った人への支援を推進します。
社会福祉協議会	◦各関係機関と連携し、問題把握に努めます。 ◦アウトリーチ活動を通して、生活課題や福祉問題等を抱えながら、社会的に孤立している世帯の把握に努め、適切な支援につなげます。 ◦相談を待っているだけではなく、自ら地域に出向き、支援が必要な方に積極的に支援を届けるよう努めます。

民生委員・児童委員	◦地域や関係機関との連携体制を強化し、情報共有を図ります。 ◦地域の見守り活動への住民の参加を促進します。
地　　域	◦地域での見守り活動に参加・協力します。 ◦隣近所で虐待等の疑いや異変に気づいたら、民生委員・児童委員や行政等の専門機関に連絡します。

《関連事業》

・重層的支援体制整備事業

・生活管理指導派遣事業

❷　住民の権利擁護のための支援体制整備

【施策の方向性】

虐待を受けた人、虐待を行った人、判断能力が十分でない人等が地域で安心して暮らしていけるよう、相談支援体制や権利や財産を守るための成年後見制度、福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業等の制度・サービスの周知を図るとともに、住民の理解促進と適切な利用の促進に努め、住民の権利を擁護する支援体制を推進します。

※それぞれの役割

町	◦判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対し、成年後見制度や日常生活支援事業、権利擁護に関する相談窓口等周知･利用促進を図るとともに、適切なサービス利用を支援するための仕組みづくりを推進します。 ◦判断能力が不十分な障がい者や高齢者等のほか、判断能力に不安があり金銭管理が必要な人や身元保証人が不在のため生活に困難を抱えている人に対する成年後見に関する取組については、成年後見制度利用促進基本計画（第６章に記載）に基づき、施策を推進するものとします。
社会福祉協議会	◦成年後見制度について周知し、関係機関と連携を図りながら、必要な方への利用促進と情報提供に努めます。 ◦日常自立支援事業の周知と、事業の推進を図ります。 “サービス内容”　１．福祉サービスの利用援助 ２．日常的金銭管理サービス ３．書類等の預かりサービス
民生委員・児童委員	◦虐待や成年後見制度、権利擁護に関する周知・啓発を図り、事業所や家庭内における虐待防止に努めます。
地　　域	◦虐待、認知症、権利擁護等の講座や学習会に参加し、理解を深めます。

《関連事業》

・日常生活自立支援事業

（4）災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進

現状と課題

災害等の緊急時の支援を円滑に行うためには、日頃からの地域交流を深め、顔の見える関係を築き、地域が一体となって支え合う、助け合う体制づくりを進めることが大切で、同時に防犯への効果も期待できます。

近年、温暖化に伴う局地的な豪雨や大雨による被害が発生しており、本町では町内ごとに自主防災組織が結成されておりますが、より一層の住民の防災意識の向上を図る必要があります。

アンケート調査では、問10. 災害発生時の避難行動について473人から回答を得ました。その結果、「要援護者を補助しながら避難できる」と回答した方が239人（50.5%）と最も多く、「自分一人だけなら自力で避難できる」が135人（28.5%）となり、約８割の住民が自力での避難が可能であることが分かりました。

この結果から、本町には支援を必要とする方々を支えられる住民が一定数存在する一方で、支援を必要とする方々の個別の状況に応じた具体的な避難支援体制の構築が求められています。特に、平時から支援者と要支援者をつなぐ仕組みづくりや、自主防災組織と福祉関係者の連携強化、実践的な避難訓練の実施など、顔の見える関係を基盤とした共助の体制を整備していくことが重要な課題となっています。

施策の方向性

施策

❶ 要配慮者や避難行動要支援者の把握等、防災支援体制の整備

❷ 地域と行政、警察等の連携強化による地域防犯体制の推進

❶ 要配慮者や避難行動要支援者の把握等、防災支援体制の整備

【施策の方向性】

災害や防災の正しい知識の習得や防災意識の向上のため、防災訓練の実施や参加の促進を図るとともに、何らかの支援が必要な要配慮者や避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者名簿の整備、福祉避難場所の確保、福祉サービスの継続と関係機関の連携等井川町地域防災計画に基づき、円滑に支援が行われるよう防災支援体制の整備を推進します。重層的支援の相談・アウトリーチで発見されたケースを、権利擁護や防災支援につなぎます。

※それぞれの役割

町	◦「井川町地域防災計画」に基づき、災害発生時に避難支援が必要な要配慮者を把握し、避難行動要支援者の名簿の加除（更新）や災害時における支援体制を推進します。 ◦避難行動要支援者の理解を得ながら、社会福祉協議会、町内会、民生委員・児童委員等の関係団体の日常的な見守りで得た情報の共有を図り、相互連携の強化を図ります。

社会福祉協議会	◦避難行動要支援者台帳作成に協力します ◦災害ボランティアセンター運営の体制づくりに努めます。 ・災害ボランティア設置運営マニュアルの整備を進めます。 ・要援護者を災害時に支援するボランティアを養成します。 ◦消防署、消防団と協力し、火災予防のために高齢者世帯等を引き続き年２回、巡回訪問します。
民生委員・児童委員	◦避難行動要支援者台帳作成に協力します ◦日頃からの声かけ、見守り活動を行い、避難支援が必要な人を把握します。
地域	◦日頃から顔が見える関係づくりを進め、避難支援が必要な人を把握します。 ◦町内会で実施する防災訓練、避難訓練等に積極的に参加します。

《関連事業》

・災害ボランティアセンター運営設置

・火災予防指導巡回事業

・避難所移動要支援者名簿の管理

❷　地域と行政、警察等の連携強化による地域防犯体制の推進

【施策の方向性】

子どもや高齢者、障がいのある人などが犯罪に巻き込まれないよう、地域の中での日常的な見守り体制づくりや防犯パトロールを推進するとともに、行政や警察等が連携し、防犯に対する働きかけを強化し、地域の防犯体制を推進します。

※それぞれの役割

町	◦地域による見守り活動の推進のための支援に努めます。 ◦不審者や悪徳商法などの情報提供に努めます。
社会福祉協議会	◦町内会や関係機関と協力し、地域で見守る体制作りに努めます。 ◦地域内での声掛けや見守り等の意識づくりに努めます。 ◦高齢世帯等の緊急時に対応できるよう、地域住民同士での協力体制構築に努めます。
民生委員・児童委員	◦子どもや高齢者などの見守りや声かけに努めます。 ◦井川義務教育学校の登下校時の見守り活動を実施します。
地域	◦地域による見守り活動の推進に努めます。 ◦防犯の意識を高め、知識を身に付けるよう努めます。

《関連事業》

・見守りネットワーク活動

3 地域で支える子育てのまちづくり

（1）安心して子どもを生み育てられる環境づくり

現状と課題

共働き家庭が増加する中、核家族化の進行や近所づきあいの減少などにより、子育てと仕事の両立に悩む家庭が増えてきています。こうした状況を背景に、子育てを支えていくことが求められています。

今後、地域の中で安心して子どもを育てることが出来るよう、子育てをしている母親や子どもたちが交流できる場の確保、子育てに関する情報提供に努めることが大切です。

アンケート調査では、「問21.子どもたちが安心して遊べる場の提供はできていると思いますか」という質問に対し、「できている」が177人（38.6%）、「できていない」が75人（16.3%）、「わからない」が207人（45.1%）という結果となりました。「わからない」という回答が最も多く、約６割の住民が肯定的な評価をしていない状況が明らかになりました。

このことから、子どもの遊び場に関する情報発信の強化や、子育て当事者のニーズに応じた場の整備、地域全体で子育てを見守る意識の醸成が課題となっています。

施策の方向性

施策

❶ 子育てを地域で支えるための仕組みづくり

❷ 子育て支援に関する情報の提供

❶ 子育てを地域で支えるための仕組みづくり

【施策の方向性】

既存の建物や事業を活用しながら、地域の関係団体や機関が連携しながら、地域で子育てを支えるための支援に努めます。また、重層的支援体制整備事業と連携し、経済的困難や家族関係の問題など複数の課題を抱える子育て世帯に対して、関係機関が一体となって伴走支援を行います。

※それぞれの役割

町	◦地域で安心して子育てができるよう、各関係機関の充実を図ります。
社会福祉協議会	◦シルバー人材センターを活用し、子育て世帯を支援します。 ◦ご近所助け合い隊を活用し、子育て世帯を支援します。
民生委員・児童委員	◦主任児童委員を中心に相談体制の充実を図ります。 ◦地域での子育て支援活動に協力します。

地　　域	◦児童館や子育て支援多世代交流館「みなくる」を活用します。 ◦子ども育成会活動に参加します。

《関連事業》

・シルバー人材センター事業

❷　子育て支援に関する情報の提供

【施策の方向性】

インターネットや冊子などを活用し、相談窓口やサークル活動など、子育て支援に関する情報を提供します。

※それぞれの役割

町	◦ホームページや広報などで、町の子育て支援に関する情報を提供します。 ◦重層的支援の総合相談窓口・相談支援員の情報もあわせて周知します
社会福祉協議会	◦広報やチラシ等を活用し、町の子育て支援に関する情報を提供します。 ◦重層的支援の総合相談窓口・相談支援員の情報もあわせて周知します
民生委員・児童委員	◦日常的な見守り活動の中で、子育て支援に関する情報を提供します。
地　　域	◦児童館や子育て支援多世代交流館「みなくる」を活用します。 ◦子ども育成会活動に参加します。

（2）子どもたちが地域で学び遊べる環境づくり

現状と課題

子どもたちの健やかな成長を支えるうえでは、地域の人とふれあいながら、安心して学び遊ぶことができる環境が必要です。アンケートの結果では、「問20、子育て支援多世代交流館みなくる」について、「知っている」と回答した方が353人（76.1%）と高い認知度を示している一方で、「知っているがどのような施設かわからない」が75人（16.2%）、「わからない」「聞いたことがない」を合わせると33人（7.1%）となっており、施設の存在は知られているものの、具体的な活動内容や利用方法については十分に浸透していない状況がうかがえます。

少子化や核家族化の進行にともない、地域のつながりが希薄となっている中、子ども同士が集まる機会であるこども会活動などの地域の行事や地域を知るための機会も減少しているといえます。今後、地域内での交流や地域の行事、さらには食育といった分野をいかしながら、地域のことを知る機会をつくることが大切です。また、既存の子育て支援施設の機能や活動内容を広く周知し、より多くの子どもや保護者が気軽に利用できる環境を整えることも重要な課題といえます。

施策の方向性

施策

❶ 安全な子どもの遊び場の提供

❷ 子どもたちの交流の促進

❸ 食育を通じた地域を知る機会の拡充

❶ 安全な子どもの遊び場の提供

【施策の方向性】

子どもの遊び場の安全性を確保するとともに、交流の拠点となる場の情報提供に努めます。

※それぞれの役割

町	◦子どもが安心して遊べる場として公共施設の活用に努めます。 ◦「児童館・みなくる」「子ども会」「世代間交流」を、重層的支援の「参加支援・居場所」としても活用します。
社会福祉協議会	◦子どもの遊び場に関することについて、情報提供に努めます。 ◦「児童館・みなくる」「子ども会」「世代間交流」を、重層的支援の「参加支援・居場所」としても活用します。
民生委員・児童委員	◦子どもの遊び場の安全性を確保するため、関係機関と連絡調整します。
地域	◦児童館や子育て支援多世代交流館「みなくる」を活用します。 ◦子ども会活動に参加します。

❷ 子どもたちの交流の促進

【施策の方向性】

子ども会活動の活性化や、交流するための機会の提供により、子どもたちの参加と交流の促進を図ります。

※それぞれの役割

町	◦子どもを中心とした世代間交流を進めるため、公共施設の利用促進に努めます。
社会福祉協議会	◦子ども会活動等への活動に協力します。 ◦子育て団体等への活動を支援します。
民生委員・児童委員	◦子どもを中心とした行事や世代間交流の促進に協力します。
地域	◦子ども育成会活動など、子どもを中心とした活動の充実に努めます。 ◦子どもたちの意見を聞く機会を増やすよう努めます。

《関連事業》
・ボランティアセンター運営
・活動団体への助成実施

❸　食育を通じた地域を知る機会の拡充

【施策の方向性】

食の大切さを学ぶとともに、食を通じて地域内での交流を促進し、地域のことを学ぶ機会を作ります。

※それぞれの役割

町	◦食育推進計画に基づき、関係する部署が連携し食育を推進します。 ・学校給食などを通じて、子どもたちへの食育を進めます。
社会福祉協議会	◦食育に関する活動に協力します。
民生委員・児童委員	◦食育推進に協力します。
地域	◦食を通じて、子どもたちが地域の事を学ぶ機会づくりに努めます。 ・地域の特性（農業等）を活かした体験する機会づくりに努めます。

（3）子どもたちが安心して健やかに成長できる環境づくり

現状と課題

近年、子どもが巻き込まれる犯罪が多くなっている中、子どもたちを地域で見守り、子どもたちがすくすくと育つことが出来る環境づくりが大切となっています。

アンケートの結果では、「問21. 子どもたちが安心して遊べる場の提供はできていると思いますか」という問いに対し、「できている」と回答した方が177人（38.6%）にとどまり、「できていない」が75人（16.3%）、「わからない」が207人（45.1%）となっています。この結果から、子どもの遊び場や安全な居場所について、町民の半数近くが現状を把握できていない、あるいは不安を感じている状況がうかがえます。

今後は、子どもたちが安心して地域で生活できるような、見守り体制の充実を図る必要があり、また、大人たちが見守りを行うだけでなく、学校教育などを通じて、子どもたち自身が犯罪などから身を守るための危機回避能力を高めることも大切です。加えて、安全で安心して遊べる場所の整備や情報発信を強化し、地域全体で子どもの居場所を共有・確保していく取り組みが求められます。

施策の方向性

施　策　❶　子どもの安全の確保

❶　子どもの安全の確保

【施策の方向性】

学校や地域の団体などとの連携のもと、地域での見守り体制の充実を図ることにより、子どもの安全を確保し健やかに成長できる環境づくりに努めます。

※それぞれの役割

町	◦学校教育などを通じて、子どもが自分自身を守ることができるよう、防犯教育を行います。 ◦不審者情報の提供に努めます。
社会福祉協議会	◦防犯の見守り活動をしている団体を支援します。
民生委員・児童委員	◦登下校時の声かけなど、地域での子どもの見守り活動に協力します。
地域	◦登下校時や子どもの集まる場所などで、日常に根ざした見守り、声かけに努めます。 ◦学校と連絡を取り合い、不審者などの情報提供に努めます。

《関連事業》

・活動団体への助成実施

4　健やかで生きがいのあるまちづくり

（1）高齢者や障がいのある人が生きがいをもって活動できる場や機会の確保

現状と課題

高齢者や障がいのある人の生きがいのひとつとして、地域の人々とのふれあいは重要であり、こうした活動の場や機会づくりが求められています。

高齢者の生きがいづくりとして、高齢者同士の交流の場や機会や、障がいのある人への理解を深めるためにも、障がいのある人との交流の場や機会を確保することが必要になっています。

町では、「井川町障害者計画」において、障がいのある人の自立と社会参画の支援を重点施策として位置づけ、スポーツ・文化活動への参加促進や外出支援、雇用促進などに取り組んでいます。また、支え合う町づくりの観点から、障がいへの理解促進や虐待防止、防災対策を推進し、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境整備を進めています。

一方、高齢者については、「井川町介護保険事業計画」に基づき、平成29年４月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。認知症対応型グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを提供しながら、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる支援体制を整えています。しかし、今後の高齢化の進展

を見据え、持続可能なサービス提供体制の確保が課題となっています。

今後も、地域サロンの開催や老人クラブなどの活動を通じて、生きがいづくりや交流の機会を拡充するとともに、地域の既存施設などを活用し、交流の場の確保を進めていくことが大切です。加えて、高齢者と障がいのある人が共に参加できる多世代交流の機会を創出し、相互理解を深めながら、誰もが生きがいをもって地域社会に参画できる環境づくりを推進していく必要があります。

施策の方向性

施策

❶ 高齢者の交流の場や機会の確保

❷ 障がいのある人の交流の場や機会の確保

❶ 高齢者の交流の場や機会の確保

【施策の方向性】

高齢者の交流の促進に向け、既存施設の活用をはじめ、町や町内会、各団体が協働しながら、機会の確保に努めます。また、重層的支援体制整備事業と連携し、生活に困難を抱える方が、地域サロンやボランティア活動などの場に参加し、生きがいと役割を持てるよう支援します。

※それぞれの役割

町	◦高齢者の交流を進めるため、公共施設の利用促進に努めます。
社会福祉協議会	◦重層的支援の参加支援機能としても位置付けている地域の高齢者が集える場として、サロン等の活動を支援します。 ◦地域の居場所づくりに向けた情報収集及び、情報提供に努めます。
民生委員・児童委員	◦サロンや各事業などの機会を通じて、交流の促進に協力します。
地域	◦サロンなどの仲間づくりの場や機会の確保に努めます。

《関連事業》

・高齢者健康教室「ゆうゆう倶楽部」の開催
・介護予防グループ支援事業
・普段着サロンの運営協力

❷ 障がいのある人の交流の場や機会の確保

【施策の方向性】

障がいのある人の交流の促進に向けて、障がいに対する理解の促進やボランティアによる支援、交流の場づくりに努めます。

※それぞれの役割

町	◦障がいのある人同士の交流や、障がいのある人とない人の交流の促進に努めます。
社会福祉協議会	◦障がい者団体、障がい者施設等の活動を支援します。
民生委員・児童委員	◦障がいのある人が参加しやすい交流の場や機会づくりに努めます。
地域	◦障がいのある人が参加しやすい交流の場や機会づくりに努めます。

《関連事業》

・ボランティアセンターの運営

（2）健康づくりの推進

現状と課題

平均寿命が延伸する一方、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。また、高齢化の進行に伴い、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人が増加しており、医療費や介護負担の増加などが大きな問題となっています。このため、生活習慣病の改善と共に、病気や要介護状態にならないために、運動や食生活の改善に取り組むなど、生活習慣を見直す一次予防を重視した健康づくりを進める必要があります。

アンケートの結果では、「問14. 自分の将来において不安に思っていること」について、「身の回りのことが出来なくなること」が267人（32.3%）と最も多く、次いで「自分の体のこと」が247人（29.9%）となっています。

健康づくりは、仲間づくりや生きがいづくりともかかわりが深く健康づくりのためのイベントを通じて、世代間交流や社会参加の機会としていくことも大切です。

健康づくりへの関心を実践に変えていけるよう、健診の充実や健康づくりのための環境整備を行い、住民の自主的な健康づくりを支援していくことが大切です。特に、町民の多くが抱える「自分の体のこと」や「身の回りのことが出来なくなること」への不安を軽減するためには、早期からの健康意識の向上と、継続的な健康づくり活動への参加を促進する取り組みが求められます。

施策の方向性

施策

❶ 健康づくり活動の推進

❷ 健康づくりを進めるための環境づくり

❸ 健診受診の促進

❶　健康づくり活動の促進

【施策の方向性】

健康づくりを実践することができるよう、さまざまな媒体での情報提供をはじめ、人が集まる機会を通じて、地域に住む人の健康意識の高揚と交流の促進を図ります。

※それぞれの役割

町	◦健康づくりに関する情報提供や啓発に努めます。
社会福祉協議会	◦町で行う事業に協力します。 ◦包括支援センターで行う介護予防事業について町民に情報提供し、参加を促します。
民生委員・児童委員	◦日常的な相談活動の中で、健康づくりに関する情報提供に努めます。
地域	◦健康づくりに関する情報の収集に努めます。 ◦健康づくりに関する講座や講話の機会づくりに努めます。

《関連事業》

・介護予防事業への協力

❷　健康づくりを進めるための環境づくり

【施策の方向性】

既存施設の活用や各団体などと連携しながら、運動などの健康づくりに取り組める機会や場の確保に努めます。

※それぞれの役割

町	◦健康づくりを継続して実践するための場づくり、環境づくりに努めます。
社会福祉協議会	◦町の各種行事等について、町民に情報提供し、参加を促します。 ◦各種、行事等に協力します。
民生委員・児童委員	◦健康づくりに関する機会や場の情報提供に努めます。
地域	◦身近な場所で気軽に体を動かせる機会をつくるとともに積極的な参加に努めます。

《関連事業》

・介護予防事業への協力

❸　健（検）診受診の促進

【施策の方向性】

自分自身の体に関心を持ち、健康管理を行うことができるよう、町と地域が連携しながら、さまざまな機会を通じて、健診受診の呼びかけに努めます。

※それぞれの役割

町	◦健康に関する機会を通じ、健（検）診についての情報提供と受診勧奨を行います。
社会福祉協議会	◦町で行う健（検）診に関する情報について、町民に周知し、受診を呼びかけます。
民生委員・児童委員	◦日常的な相談活動の中で、健康づくりに関する情報提供に努めます。
地域	◦健康づくりに関する情報の収集に努めます。 ◦健康づくりに関する講座や講話の機会づくりに努めます。

（3）高齢者や障がいのある人の社会参加や就労の支援

現状と課題

高齢者が培ってきた豊富な知識、技能、経験を地域で活かすことは、高齢者の生きがいにつながるとともに、地域の活性化に不可欠であり、こうした経験を活かした高齢者の地域活動への参加の促進や就労を望む高齢者への就労支援が求められています。

また、障がいのある人の働く場づくりが課題ですが、その人の障がいの度合いや障がいの種別にあった就労の支援が必要です。今後は、一般の就労だけではなく、その人に合った就労支援を進め、社会参加の促進を図っていくことが大切です。

施策の方向性

施策

❶　高齢者の地域活動や社会参加・就労への支援

❷　障がいのある人への理解の促進

❸　障がいのある人の社会参加・就労への支援

❶　高齢者の地域活動や社会参加・就労への支援

【施策の方向性】

高齢者が地域活動などに参加できるよう、情報提供や町や社会福祉協議会、各団体などとの連携による活動の活性化に努めます。また、シルバー人材センターなど、就労に関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

※それぞれの役割

町	◦老人クラブ活動など高齢者の地域活動を支援します。 ◦町シルバー人材センターの機能強化に努めます。
社会福祉協議会	◦老人クラブの事務局として、活動を支援します。 ◦高齢者とボランティア活動のコーディネートに努めます。 ◦就労に関する相談に応じ、シルバー人材センターなどの関係機関を紹介します。
民生委員・児童委員	◦日常的な訪問活動の中で、地域活動への参加の呼びかけ・情報提供に努めます。 ◦就労に関する相談に応じ、関係機関につなげます。
地域	◦地域づくりやボランティア活動の参加に努めます。 ◦シルバー人材センターの利用に努めます。

《関連事業》

・老人クラブ連合会への活動支援
・ボランティアセンター運営
・シルバー人材センター運営

❷　障がいのある人への理解の促進

【施策の方向性】

障がいのある人への理解の促進に向けて、啓発に努めます。

※それぞれの役割

町	◦ノーマライゼーションの理念を浸透させていく啓発活動に努めます。 ◦学校における福祉教育の充実に努めます。
社会福祉協議会	◦障がいのある人への理解を深めるために福祉教育の支援を行います。
民生委員・児童委員	◦障がいについての正しい理解と認識を深めるとともに、啓発活動に努めます。
地域	◦障がいについての正しい理解と認識を深めます。

《関連事業》

・ボランティア講座の開催

❸　障がいのある人の社会参加・就労への支援

【施策の方向性】

障がいのある人が社会参加しやすいよう、サポートする人を増やすとともに、社会参加の機会の充実に努めます。また、障がいのある人がその人に応じた就労が出来るよう、情報提供等により働くための支援に努めます。また、重層的支援体制整備事業と連携し、就労や社会参加に不安を抱える方に対し、関係機関と協働して段階的な支援を行います。

※それぞれの役割

町	◦障がいのある人やその家族への相談機関の周知と相談活動の充実に努めます。 ◦就職のための情報提供など、雇用機会の拡大に努めます。
社会福祉協議会	◦社会参加就労に関する相談に応じ、関係機関との調整を図ります。 ◦就労に向けた中間支援となる居場所づくりを検討します。
民生委員・児童委員	◦障がいのある人やその家族の相談に応じ、関係機関の紹介やサポートに努めます。
地域	◦障がいのある人への理解を深め、地域行事への参加の呼びかけや働きやすい環境づくりに努めます。

《関連事業》

・重層的支援体制整備事業

第５章　計画の推進

1　多様な協働による計画の推進

地域福祉を推進するためには、行政や福祉事業者が提供するものだけでは不十分で、住民一人ひとりが地域の主役となり、互いに助け合い、協力し合い、地域が協働で町づくりを行うことが大切です。

本計画では、住民一人ひとりの取り組み（自助・互助）、地域社会が協働で行う取り組み（共助）、行政の取り組み（公助）の３つの基本的役割を定めます。

あわせて、第２期では、令和６年度から実施している重層的支援体制整備事業により、これら自助・互助・共助・公助が有機的につながる仕組みづくりを進めます。

（１）住民の役割（自助・互助）

住民は、一人ひとりが地域福祉に対して関心を持ち、学び、理解を深めていくことが重要で、そのために、日頃からの声かけや地域活動への参加を通じて、顔の見える関係を築き、支え合い・助け合いのこころを育むことが必要です。

また、地域づくりの担い手として地域活動への積極的な参画に努め、地域づくりの主役としての役割が期待されます。

重層的支援の仕組みのもとでは、地域住民による見守りや声かけで、支援が必要な方を早期に発見し、相談につなぐ重要な役割を果たすことから、住民一人ひとりが「誰かの気づき手」となることがこれまで以上に求められます。

（２）地域の役割（共助）

地域の活動団体は、住民に対し地域福祉活動への参加を積極的に促進するとともに、団体同士で連携し、地域の課題を発見・共有・解決していくことが求められ、地域密着型の活動・支援が期待されています。

また、重層的支援の「地域づくり支援」における重要なパートナーとして、多様な団体が互いに連携し、孤立の防止や居場所づくり、参加の場づくりを進めていくことが期待されます。

《民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員は、身近な地域における相談相手のほか、引きこもりや社会的孤立者等の支援を必要とする方の早期発見も期待され、社会福祉協議会や行政等と連携した活動が求められます。

第２期では、重層的支援の相談支援体制とも連携し、気になる世帯や心配な人を速やかに総合相談窓口等につなぐ役割が一層重要となります。

《サービス事業者》

サービスの質の確保や従事者の資質の向上、サービス内容の情報提供、利用する人の生活の質の向上への取り組みが求められます。

また、施設等を活かした交流の場への提供が期待され、住民や行政と協働で地域福祉活動への活性化に向けた地域参加が求められています。

重層的支援との連携のもと、生活困窮や孤立など複合的な課題を抱える利用者について、関係機関との情報共有や支援調整に協力していくことが期待されます。

《社会福祉協議会》

様々な地域活動の実施や参加の促進、福祉サービスの提供、ボランティア育成等、地域における福祉の推進の中心的な位置づけを担うとともに、多様な福祉活動組織との関係性を活かし、住民と地域活動団体、住民とサービス事業者、住民と行政等をつなぐコーディネート役のほか、地域における生活課題を把握し、その課題に対応した事業展開を図ることが期待されます。

第２期では、重層的支援体制整備事業の協働主体として、総合相談、アウトリーチ、参加支援、地域づくり支援等を通じて、多分野にまたがる課題を抱える世帯を「丸ごと」支える役割を担います。

（３）行政の役割（公助）

町は、町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の地域活動団体やサービス事業者等と連携・協働で地域福祉の推進を図るとともに、住民のニーズを十分に把握しながら、福祉施策の総合的な推進を図る役割を担っています。

また、庁内関係者だけではなく、医療や介護、保健、就労等の関係機関のほか、福祉以外の分野とのネットワークを強化し、さまざまな分野を横断的につなげ、包括的な地域福祉の推進に努めます。

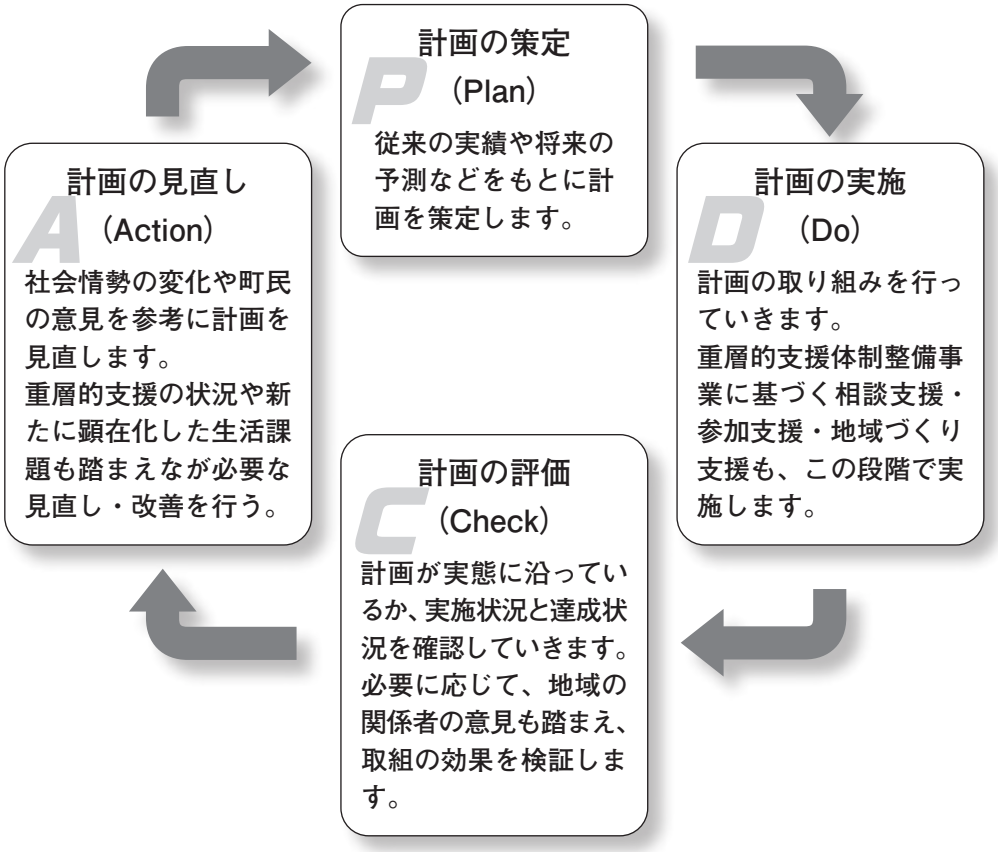
第２期では、令和６年度から実施している重層的支援体制整備事業の実施主体として、分野別施策と重層的支援を一体的に運用し、庁内横断のチームによる支援会議等を通じて、複雑・複合化した生活課題への包括的な対応を進めます。

2 計画の進行管理と評価

本計画を効果的かつ継続的に推進していくため、関連計画の担当課との連携を図りながら、ＰＤＣＡの考えに基づき計画全体の進行管理を行い、計画の継続的な見直し・改善を図ります。

重層的支援体制整備事業の実施状況や成果についても定期的に検証し、本計画の進行管理とあわせて、一体的に評価していきます。

【計画におけるＰＤＣＡサイクルのプロセス】



3 計画の普及・啓発

地域福祉の推進のためには、本計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、住民・社会福祉協議会やサービス事業者等の関係するすべての人の共通理解と連携・協働しながら取り組んで行くことが重要で、本計画の普及・啓発を図ることが必要です。また、広報等をはじめ、講座や公共施設等への設置等、さまざまな機会を活用し、地域に広く計画の周知を図ります。

第２期では、重層的支援体制整備事業の内容や総合相談窓口の周知もあわせて行い、「どこに相談したらよいか分からない」という状況をなくすことを目指します。計画の普及・啓発にあたっては、町広報紙、町ホームページ、ＳＮＳ、社協だより、地域での説明会や学習会等を通じて、分かりやすく情報発信を行います。

あわせて、住民向けだけでなく、庁内職員や関係機関・団体に対しても、本計画と重層的支援の趣旨・内容について研修等を通じて周知し、共通理解のもとで連携・協働を進めていきます。

第６章　成年後見利用促進基本計画

1　計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づき、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策の段階的・計画的な推進に取り組むために策定するもので、国の基本計画で掲げた基本的な考え方に基づき施策を推進していきます。

第２期においても、井川町地域福祉計画・地域福祉活動計画の一部として位置付け、令和６年度から実施している重層的支援体制整備事業と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

【国の基本的な考え方】

①　ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する。）
②　自己決定権の尊重（意思決定の重視と自発的意思の尊重）
③　財産管理のみならず、身上保護も重視

＊具体的な取り組みに関しては、井川町地域福祉計画･地域福祉活動計画で取り組む一事業として、他の事業と一体的に進めます。あわせて、重層的支援体制整備事業の相談・アウトリーチ・地域づくり支援の機能とも連動し、権利擁護支援の実効性を高めます。

2　成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び目標等

（１）基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人･保佐人･補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があります。

今後は、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。また、障害のある人や精神疾患のある人、生活困窮や家族関係の問題等を複合的に抱える人など、重層的支援体制整備事業の対象となる方の中にも、成年後見制度等による権利擁護が必要となるケースが増加すると見込まれます。

成年後見制度の利用促進を図っていくためには、以下の各場面において、課題の整理、体制の整備、対応を強化していくことが求められます。

①　制度の広報・周知
②　相談・発見
③　情報収集
④　後見等申立て

⑤　後見等開始後の継続的な支援
⑥　後見等の不正防止

第２期では、これらの各場面において、重層的支援体制整備事業の「断らない相談」「アウトリーチ」「協議の場」等の機能を活用し、成年後見制度による支援が必要な方を見落とさず、適切につなぐことを重視します。

（２）今後の施策の目標

１　利用者がメリットを実感できる制度・運用への推進

①　後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取って、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とします。
②　障がい者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮などを重視し、社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要があり、後見人は障がい者の人生の伴走者として、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくよう努めるべきであります。
③　家庭裁判所が後見等を開始する場合には、本人の生活状況を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討します。
④　今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成し、その支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成するなどして、成年後見等の担い手を十分に確保します。

特に第２期では、重層的支援体制整備事業の協議の場等と連携し、ケースワークの視点から成年後見制度の利用の必要性を検討し、必要に応じて市民後見人等の活用や法人後見の検討につなげていきます。

２　不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します。

①　権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応等が成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、地域連携ネットワークにおける支援を行うなかで、不正の未然防止や早期発見への対応にも留意します。

また、重層的支援体制整備事業における関係機関連携や協議体を通じて、支援の透明性を高め、複数の視点でのチェック機能を強化することで、成年後見制度の安心・安全な利用環境の整備を図ります。

3　成年後見制度の利用の促進に向けて講ずべき施策

（１）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

制度開始時・開始後における身上保護の充実を図るため下記の項目について、 検討します。

①　高齢者と障がい者の特性に応じた意思決定支援の在り方
②　後見人の選任における配慮
③　利用開始後における柔軟な対応

第２期では、これらの検討にあたり、重層的支援体制整備事業における包括化推進員や関係機関との協議を通じて、本人の生活状況や希望を踏まえたきめ細やかな支援方策を整理し、家庭裁判所等への情報提供に反映させることを目指します。

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築について、下記の項目を踏まえ検討します。

また、第２期では、この地域連携ネットワークを、重層的支援体制整備事業の協議の場等とも連動させ、多機関連携による包括的な支援体制として機能させていきます。

① 地域連携ネットワークの三つの役割
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

② 地域連携ネットワークの基本的仕組み
- 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
- 地域における「協議会」等の体制づくり

③ 地域連携ネットワークが担うべき具体的機能等
- 広報機能（パンフレット作成・配布・研修会の企画等）
- 相談機能（相談対応、ニーズの精査、見守り体制の調整等）
- 成年後見制度利用促進機能
  - ａ）受任者調整（マッチング）等の支援
    親族後見人、市民後見人、弁護人、司法書士、社会福祉士及び家庭裁判所との調整・連携
  - ｂ）担い手の育成・活動の促進
  - ｃ）日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

重層的支援体制整備事業の「断らない相談窓口」「アウトリーチ」「協議の場」を、この地域連携ネットワークの実働部分として位置付け、権利擁護が必要な人の発見・相談・支援につなげます。

（3）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であり、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事業の発生を未然に抑止するための仕組みについて、下記のような積極的な取り組みを期待します。

① 金融機関による本人名義の預貯金口座について、不正な引出しを防止する仕組みの導入
② 親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止
③ 家庭裁判所と専門職団体等との連携
④ 移行型任意後見契約における不正防止

第２期では、重層的支援体制整備事業の協議体等において、関係機関と情報を共有しながら、権利侵害のおそれがあるケースを早期に把握し、必要に応じて成年後見制度の活用や専門機関へのつなぎを検討することで、不正防止と制度の利用しやすさの両立を図ります。

（4）制度の利用促進に向けて取り組むその他の事項

その他の利用促進に向けて、下記の項目について検討します。

① 任意後見等の利用促進
② 制度の利用に係る費用等に掛かる助成

特に、重層的支援体制整備事業の相談支援の中で、将来の判断能力低下が見込まれる方や、家族関係に不安を抱える方に対して、任意後見契約や見守り契約等の活用について情報提供を行い、必要に応じて専門職への相談につなげることを検討します。

また、経済的理由から成年後見制度の利用が困難な方に対して、利用料や申立て費用等に係る助成制度の周知・検討を進め、誰もが必要なときに制度を利用できる環境づくりを目指します。

第７章　井川町再犯防止推進計画

1　計画の策定の趣旨・目的

全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成18年時点の38.8％から令和４年には、47.9％に達し、再犯の防止が課題となっています。平成28年12月14日に「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）」が公布・施行され、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項が示されたほか、国は再犯防止推進計画を策定し、地方公共団体においても、国の計画を勘案して推進計画を定めるよう努めることとされました。

これを受けて、県では再犯防止の実情に応じた計画として、令和元年度に「秋田県再犯防止推進計画」を策定しています。

当町においても、国や県の推進計画及び法に基づき、井川町再犯防止推進計画を策定し、犯罪をした人が再び罪を犯すことなく自立した生活を送ることができるよう必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

2　計画の位置づけ

本計画は、法第８条第１項に基づき、「井川町地域福祉計画」と一体的に策定します。

3　計画の期間

第２期井川町地域福祉計画・第２期地域福祉活動計画と合わせ、令和８年度から令和12年度までの５年間を計画期間とします。

4　再犯防止推進計画の対象者

本計画で定める再犯防止への取組は、犯罪をした人等を対象とします。

なお、「犯罪をした人等」とは、法第２条第１項に定める人で、犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった人を指します。

5 計画の方向性

犯罪をした人は、社会的に孤立しやすく、社会に戻っても安定した仕事や住居などの生活基盤を築くこと、保健医療・福祉サービスなどの情報が十分に把握できないことなどにより、必要な支援を受けることが難しくなっています。

犯罪をした人の立ち直りを支援し、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を実現するため、秋田県再犯防止推進計画を基本とし、日頃から立ち直ろうとしている人を地域全体で支える取組が重要です。

6 具体的な取組

井川町・井川町社会福祉協議会の取組

◦**町の取組**

関係機関等との連携強化・支援	国・県の研修や会議に参加し関係機関との連携強化を図ります。また保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会等の活動に対し協力･支援を実施します。
就労・住居の確保	就労について、生活困窮者自立支援制度を活用した支援のほか職業安定所と連携した相談支援を実施します。また、住居について町営住宅の募集情報を提供します。
高齢者や障がいのある人への支援	犯罪をした人へ適切に福祉的支援が提供されるよう、関係機関や団体との連携や必要な情報の共有を実施します。
学校と連携した就学支援と非行防止の推進	青少年の健全育成に係る団体の活動と積極的に連携するほか、義務教育学校においては、たばこや飲酒、薬物乱用の防止を推進し、スクールカウンセラーによる相談支援など関係機関と連携を図りながら安定した学校生活が送れるように支援します。
町民に対する広報・啓発活動の推進	町のホームページや広報誌を活用した啓発活動を実施することで、再犯防止や更生保護について理解が深まるよう図ります。「社会を明るくする運動」の強調月間及び再犯防止啓発月間（毎年７月）における街頭キャンペーンにより再犯防止や更生保護への取組に対する理解・促進を図ります。また、保護司の適任者を確保するため保護観察所等の求めに応じて情報提供に協力するとともに、活動環境を整備するため申請に応じて公民館等の面接可能な場所を確保します。

◦**社会福祉協議会の取組**

・誰もが地域で安心して暮らせるよう、行政が推進する再犯防止推進計画への協力と情報提供に努めます。
・福祉大会等において関係団体と協力し再犯防止に関する周知・啓発を行い、再犯防止について地域の意識の醸成を図ります。

資料編

井川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設　置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき井川町地域福祉計画（以下「計画」という。）策定を行うため、井川町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組　織）

第２条　委員会は、委員15人以内をもって組織する。

２　委員は、地域福祉に関わる関係者で構成し、町長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任　期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から計画が策定された日までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、その前任者の在任期間とする。

２　委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

（会　議）

第５条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（庶　務）

第６条　委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委　任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

この要綱は、令和７年６月２日から施行する。

井川町地域福祉計画策定委員会名簿

団体・機関名	職　名	氏　　名	備　　考
井川町社会福祉協議会	会　長	鈴　木　　嘉	
井川町教育委員会	教育長	六　郷　博　志	
井川町民生児童委員協議会	会　長	湊　　正　明	
井川町老人クラブ連合会	会　長	伊　藤　八十治	
井川町婦人会	会　長	三　浦　成　美	
井川町町内会長会	代　表	小　林　孝　志	
井川義務教育学校	校　長	石　井　　学	
特別養護老人ホームさくら苑	施設長	山　﨑　真　理	
桐ヶ丘	施設長	川　村　喜　之	
井川こどもセンター	園　長	三　浦　　覚	
井川町診療所	所　長	五十嵐　信　一	
井川町地域包括支援センター	介護支援専門員	檜　森　友　子	

≪ 用 語 解 説 ≫

ア行

《アウトリーチ》

・相談支援機関などで、当事者が相談に来るのを待つばかりではなく、援助者自身が積極的に出向いて相談援助に当たること。

《アセスメント》

・客観的に評価することという意味があり、一つの事を客観的に評価して本質を理解する際に使用する。

カ行

《コミュニティソーシャルワーク》

・地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践である。

サ行

《災害ボランティアセンター》

・災害時に被災地に設置され、被災者のニーズ把握やボランティアの受入れを行うなど、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

《重層的支援体制整備事業》

・福祉ニーズの多様化、複雑化を踏まえ、複合的な課題を抱える方等に対して、多機関の協働による支援体制を構築するとともに、必要とされる社会資源を創出する取り組みを行う。
・年齢や分野を問わず、複雑化･複合化した生活課題を抱える人や世帯に対して、「断らない相談」「参加支援」「地域づくり支援」等を通じて包括的な支援を行う仕組み。
・福祉、保健、医療、教育、就労、司法などの関係機関が連携し、アウトリーチや継続的な伴走支援を行うことにより、「制度のはざま」や「支援の狭間」にある人を含め、誰一人取り残さない支援を目指す。

《生活困窮者自立支援事業》

・生活困窮者の自立促進を目的に自立支援事業の実施、生活困窮者住居確保、給付金の支援等、生活困窮者に対する支援を行い生活の向上を図る制度。平成27年４月に施行された生活困窮者自立支援

法が根拠法となっている。
・第２期では、重層的支援体制整備事業と密接に連携し、生活困窮だけでなく、孤立や家族関係、就労、健康など複数の課題に対する包括的支援の一部として位置付けられる。

《生活福祉資金貸付事業》
・低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的とした貸付金。実施主体は、秋田県社会福祉協議会。申請窓口は井川町社会福祉協議会。

《成年後見制度》
・認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ援助者を契約によって決めておく「任意後見制度」と、家庭裁判所が援助者を選ぶ「法定後見制度」がある。

《ソーシャルアクション》
・社会福祉制度の創設や制度運営の改善を目指し、世論に働きかける活動。現場での支援や活動を通じて、様々な方に共通する問題や課題を発見し、可視化し、社会に問題提起を行う。

タ行

《たすけあい資金貸付事業》
・住民の緊急かつ必要と認められる生活のためのつなぎ資金を融通し、その更生援護に資することを目的とした貸付金。実施主体、申請窓口は井川町社会福祉協議会。

ナ行

《日常生活自立支援事業》
・認知症、障がい等により日常生活の判断能力に不安がある人が、地域で安心して自立生活が送れるように、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用や金銭管理等の支援を行う。

《認知症カフェ》
・認知症の方やその家族、地域住民や専門職等、誰もが気軽に集うことができ、同じ境遇の人と悩みを共有したり、地域住民と交流を深めたりすることのできる場。

《認知症サポーター》

・認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を見守り支援する人のこと。認知症サポーター養成講座を受講することにより、サポーターとなる。

《ノーマライゼーション》

・障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのない人と同じように社会で暮らしていけるようにしようという考え方。

ハ行

《避難行動要支援者》

・高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難でありその円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人。

《ふれあい安心電話》

・ひとり暮らしの高齢者などが、急病や相談のため24時間体制で緊急時の通報ができる装置のこと。

《ボランティアセンター》

・ボランティアに関する事務などを行う、ボランティア活動の推進・支援の拠点。ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人の調整や、ボランティアの養成等を行う。

マ行

《見守りネットワーク活動》

・ひとり暮らし高齢者等、見守りが必要な方に対して、近隣住民や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等がネットワークを形成し、日常の見守りや声かけ等により安否確認を行う。

ワ行

《ワンコインサービス事業》

・高齢者世帯等、支援を必要としている方に対して、軽作業を50円～500円のワンコインで実施する有料サービス。軽作業は地域の登録ボランティアが行い、ポイント券にてやりとりを実施。

《ワンストップサービス》

・相談者が１ヵ所でニーズに合ったサービス（支援）を受けることができること。
・重層的支援体制整備事業の総合相談窓口をワンストップ相談窓口として位置付け、どこに相談してよいか分からない人でも、まずは一度相談できる体制づくりを進めている。

第２期井川町地域福祉計画
第２期地域福祉活動計画

発行日　令和８年３月
発　行　井川町役場・井川町社会福祉協議会
編　集　井川町健康福祉課・井川町社会福祉協議会
印　刷　株式会社 八郎潟印刷

